

ちょうせい



特集

騒音事件に関する研究会の取組について

第54回 公害紛争処理連絡協議会（前編）

寄稿

公害調停のすすめ－規制基準と調停の関係について－

ネットワーク

がんばっています

公害苦情相談の対応について

[山梨県南アルプス市]

地域の「縁の下の力持ち」を目指して

[徳島県吉野川市]



高越山と吉野川
(写真提供：徳島県吉野川市)



(左) 美郷のほたる、(右) 川島潜水橋
(写真提供：徳島県吉野川市)

Contents

2 公害等調整委員会新委員紹介

公害等調整委員会委員 きたまど 北窓 たかこ 隆子

3 (エッセイ)公調委委員室の窓から

前公害等調整委員会委員 かみや 上家 かずこ 和子

6 特集

騒音事件に関する研究会の取組について

公害等調整委員会事務局

16 第54回公害紛争処理連絡協議会(前編)

公害等調整委員会事務局

34 寄稿

公害調停のすすめ－規制基準と調停の関係について－

公害等調整委員会委員 つづき 都築 まさのり 政則

38 公調委委員によるリレーエッセイ(第4回)

公害等調整委員会委員 のなか 野中 ともこ 智子



もも畑
(写真提供：山梨県南アルプス市)



南伊奈ヶ湖の紅葉
(写真提供：山梨県南アルプス市)

<ネットワーク>

40 がんばっています

公害苦情相談の対応について

山梨県南アルプス市市民部環境課主査

むらまつ たくや
村松 拓哉

地域の「縁の下の力持ち」を目指して

徳島県吉野川市市民部環境局環境企画課環境衛生係主事

こうち たくま
河内 拓馬

44 公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

46 公害等調整委員会の動き(令和6年4月～6月)

公害等調整委員会事務局 ※

54 都道府県公害審査会の動き(令和6年4月～6月)

公害等調整委員会事務局 ※

・「※」印の記事は転載自由です。

表紙の写真 「^{やしやじんとうげ}夜叉神峠からの風景(背景は^{しらねさんざん}白根三山)」 <関連：40 ページ> (写真提供：山梨県南アルプス市)

夜叉神峠は、南アルプスの前衛の山々として鳳凰三山の南端に位置しています。

豊かな自然や白根三山の絶好の展望台、鳳凰三山の登山口であることに加え、ルートもわかりやすく1時間ほどで登れることから、四季を通じてたくさんの人々をひきつけています。

正面に白根三山を眺めながらお弁当を楽しむには最高のロケーションで家族登山にお勧めのスポットです。新緑の5月と紅葉の10月中旬から下旬の時期が特にお勧めです。

公害等調整委員会新委員紹介

公害等調整委員会では、令和6年7月1日付で かみや かずこ 上家 和子 委員が退任し、その後任に、同年7月2日付で きたまど たかこ 北窓 隆子 委員が就任しましたのでご紹介します。



7月2日付けで委員を拝命いたしました北窓です。

私は医学部卒業後、離島勤務を含む長崎での臨床研修を経て、当時の厚生省に入省しました。退職までの間、厚労省での仕事はもとより、旧労働省でのじん肺等の職業病対策や環境省での環境リスク評価、神栖市におけるヒ素による健康被害等及び石綿健康被害救済等に携わりました。5回の地方自治体勤務では中核市である姫路市をはじめ様々な職責での仕事を経験させていただきました。また、合計10年間を香川県で過ごしたため、公調委が解決に向けて大きな役割を果たされた豊島の産業廃棄物水質汚濁等被害については、身近な問題として受け止めてまいりました。

こうした経験を踏まえ、公調委の目指す「公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高め、解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理される」社会の実現に向けて誠実かつ愚直に貢献してまいりますので、どうぞ皆様よろしくお願いたします。

公害等調整委員会委員 北窓 隆子

公害等調整委員会 委員長及び委員一覧

役職	氏名	経歴・現職
委員長	<small>ながの あつお</small> 永野 厚郎	元名古屋高等裁判所長官
委員	<small>きたまど たかこ</small> 北窓 隆子	医師（元姫路市医監）
委員	<small>つづき まさのり</small> 都築 政則	元東京高等裁判所判事 部総括
委員	<small>わこう としひこ</small> 若生 俊彦	元富士通(株)シニアアドバイザー、 元総務省総務審議官
委員（非常勤）	<small>おおはし よういち</small> 大橋 洋一	学習院大学専門職大学院法務研究科教授
委員（非常勤）	<small>かとう かずみ</small> 加藤 一実	国立研究開発法人産業技術総合研究所フェロー、 元理事
委員（非常勤）	<small>のなか ともこ</small> 野中 智子	弁護士（元司法研修所教官）

（令和6年7月2日現在）

(エッセイ) 公調委委員室の窓から

かみや かずこ
上家 和子

前公害等調整委員会委員

公害等調整委員会の委員室の窓からは、国会議事堂や赤坂方面の高いビル群を背景に、銀杏並木を眺めることができました。紙面をお借りして、公害等調整委員会の委員としての4年間、窓の外を眺めたりしながらつれづれに思ったこと感じたことを披露させていただきます。

○ことばの壁

公害等調整委員会は、行政ADR（裁判外紛争解決手続）機関であるため、法曹界をベースにした手続きや使用言語が使われます。これまでほとんど法曹に縁のなかった私にとって、委員会で飛び交う単語は異国語でした。

たとえば委員会の中の部屋の名称『シンモンテイ』。ここに奉職するまで、廷という文字は日本史に出てくる朝廷の廷としてしか思いつけず、同じフロアの部屋の名前で使っていることに驚きました。『キジツ』については、前任の吉村英子さんからも「キジツ」「キジツ」って、最初のうちは何を言ってるのかわからなかったわよ、と伺っていましたが、そのとおり、「期日」日時、ときところのとき？と何のことかわからずしばらくして「期日前投票の期日みたいな？」などと思ったりしました。『シンケン』に至っては文字も浮かびませんでした。『求釈明』は耳ではなく目から最初に入ってきましたが、釈明というと、国語辞典では、「事情を明らかにして誤解を解くこと」などと説明されているため、何を誤解しているのか、「弁明」とどう違うのか、代理人弁護士のついていない申請人にはわかるのだろうか、と考え込んでしまいました。『センジュウ・コウジュウ』は「先住民の先住」とすぐに思いつけましたが、「後住」はすぐには漢字変換できず、対比してみて「そうすると、ピルグリム・ファーザーズは後住民だな」などと妙に納得したものです。

今でこそ、「甲号証」「乙号証」「職号証」そして「職権」もあたりまえの用語として使うようになりましたが、一般の人にはまず馴染みのない言葉ではないかと思います。

因果関係があるかないかの『心証』は残されていた文献などから、通常人が疑いをさしはさまない程度に高度な蓋然性があると判断されたこと、と理解しましたが、一般的には、「心証」といえば「心に受ける印象」ということになるでしょう。申請人は「心証を開示する」と言われ

てその意味をどうとらえたでしょうか。

公害等調整委員会が扱っている事件では資料はすべて電子ファイル化されていて、テレワークのみならず、委員会室や会議の席上でもとても便利に使えますが、担当委員には紙媒体も配布され、個人資料として使用することができます。それはそれでパラパラとめくって瞬時に開いて一瞥できて助かりましたが、この事件資料、事件ごとの分厚いハードファイルは第1分類、第2分類、第3分類、という見出しで分類されています。何が第1なのか何が第2なのか、開いてみればわかり、使ってみれば使いやすいものの、最初は毎朝デスクに載せられた事件資料をどう綴じておけばいいのか、なぜそうやって綴じるのがいいのか、さっぱりわかりませんでした。

いずれも、説明を受けてみると容易に理解できることではありますが、自治体で担当に着任した職員や法曹界以外からの審査会委員、そして申請人も、私と同じように戸惑いを感じることもあるのではないかと思います。

○法曹界と医療界

私は医師という背景をもって委員に着任しました。医療・医学の現場と法曹界にはいわば『走る方向』に大きな違いを感じます。どういうことかと申しますと、医療では患者も患者の家族も医療者もステークホルダー全員が「治りたい、楽になりたい」「治ってほしい、楽になってほしい」「治したい、楽にしてあげたい」と、同じ方向に向かって走っているといえます。医療の現場では救えない命があり、生物には寿命がある以上最終的には死亡率は100%です。医療に絶対はないし、うまくいかないこともあります。それでも、悪くなりたくない、痛くなりたくない患者はいないし、治療・手術の失敗をめざす医師はいません。

ところが、法曹で扱われるのは紛争ですから必ず人と人が対峙対立しているところから始まります。ぶつかる方向に走ってきた双方の当事者に、客観的な証拠を示し、話し合いを進めることで、減速して衝突を収めることはできるとしても、もともとめざす方向が真逆なので完全に全員が満足することはあり得ないでしょう。

この違いは法曹と医療の思考の違いにも反映されているのではないかと思います。

もう一つ、無意識の科学的前提、涉猟できる科学的知見の使用について大きな違いがあると思います。紛争解決においては、相手方にも紛争解決機関にも無意識の前提は通じません。世の中にある知見を勝手に前提にすることはできません。すべての前提を明確に示してお互いの

認識を確認しながら解決をめざします。このため、言葉は厳密に定義されて使われます。少し脱線しますが、国土交通大臣からの意見照会の回答書でしばしば目にするこの「本件審査請求は、理由がないものとする。」につづいて次の小見出しは「理由」と続きます。ぼーっと読むと「理由がない理由？」と誤ってしまいますが、読み進めていくと、なぜ請求理由にならないか、審査請求人の主張をなぞったうえで委員会の見解が理路整然と示されています。

これに対し、医療は、有史以前からの多くの経験と犠牲のもとで集積された知見によって積み上げられてきたもので、全く知らない患者の経験をいわば勝手に活用しつづけて今日があるわけです。たとえば「血圧 130mmHg 以上は高血圧」というのも、大勢の人の血圧を測ってみたらこのくらいまでの人よりもそれ以上高い人ではいろいろ病気になっていた、という、自験例ではない多くの人の経験例の積み重ねを分析して線引きをしたものですし、手術の方式も誰かがやってみてうまくいったと報告すれば同じようにやってみる人が増え、そこには特許権はなくて、誰かが始めたことが広まり改良されていって一般的な術式になっていくわけです。理由はありません。事実があるだけです。

こうしたことも思考の違いに反映されていると思っています。

○多様性のある組織の強み

法曹界と医療界、法曹のなかでも判事と弁護士、そして「公害」に対して様々な見解を持っている各省庁出身者、こうした様々な背景をもつヘテロなメンバーの集団である公害等調整委員会は、この多様性を強みの一つにしていると思います。

多様性という強みを遺憾なく発揮させるために必要なのがコミュニケーションです。新型コロナ禍のための制限が解除された今、ますますコミュニケーションを活発にしてしなやかな組織に発展してもらいたいと願っています。

騒音事件に関する研究会の取組について

公害等調整委員会事務局

■はじめに

近年、地方自治体における公害苦情・相談の中で、割合が高まっており、公害等調整委員会（以下「公調委」という。）でも申請が増加している騒音・低周波音・振動の問題（以下、単に「騒音問題」という。）については、令和4年度に公調委に本研究会を発足させ、対応のあり方の検討を行ってきた。

令和5年度においては、令和4年度の報告を踏まえ、都道府県公害審査会や公害苦情相談アドバイザーへのヒアリング、都道府県公害審査会及び市区町村担当者を対象としたアンケート等（以下「アンケート等」という。）を実施し、併せて中央委員会及び都道府県公害審査会における調停成立事件を分析した。また、これらの分析結果を資料として、騒音・振動事件に関する公調委の専門委員による意見交換会を開催し、専門的見地からの議論を行った。

ここでは、令和5年度の本研究会の報告書のうち、アンケート等の結果及び調停成立事件の分析結果の概要について紹介する。



注：本内容は、本研究会における令和5年度の活動をまとめた報告書の内容を抜粋したものである。

1. 府県公害審査会及び公害苦情相談アドバイザーを対象とするヒアリング（略）

2. 都道府県・市区町村に対するアンケート

都道府県及び市区町村における公害苦情処理の実態を具体的に明らかにするため、全都道府県公害審査会及び公調委主催のブロック会議への参加実績のある市区町村苦情相談担当部局を対象に、WEBアンケートを実施した。

2-1. 都道府県公害審査会へのアンケートの概要

回答状況：送付 47 団体 回答 25 団体 回答率：53.2%

2-1-1. 都道府県公害審査会にとって必要な事項

都道府県公害審査会会長と事務局担当者に、審査会としてどのような機能や体制が必要か、そのうち何が最も重要かを訊ねたところ、以下の結果であった。

表1. 都道府県公害審査会にとって必要な事項

	必要		うち、最も必要	
当事者間調整のノウハウ	25	100%	7	28%
騒音測定技術	20	80%	2	8%
市区町村との連携強化	23	92%	3	12%
都道府県間の連携強化	18	72%	1	4%
計測機器による対応	20	80%	4	16%
集合研修	17	68%	2	8%
WEB 研修	22	88%	1	4%
公調委の相談機能	16	64%	4	16%

最も必要なものとしては、当事者間を調整するノウハウ、との回答が28%で最も多かった。

都道府県と市区町村の間の連携については、事案による、という追記が1件あった。

都道府県間の連携については、情報を共有することは望ましい、との意見があった。

事件対応に騒音の計測機器が必要か、との問いについては80%の都道府県が「必要」と回答しているが、一方で以下のとおり、測定値に頼ることの危険性を追記回答していることにも注目する必要がある。

- ・ 騒音苦情の解決は被害者の被害感を軽減することにより図られるものであり、必ずしも客観的なデータを計測する機器が必要であるとは言えない。
- ・ 測定の結果、基準内であれば、加害者側が調停に応じないことも想定され、必ずしも必要ではないと思う。

研修の方式については、研修内容による、計測機器のレクチャーに関する内容を含むのであれば集合研修、と2件の追記があった。他方、WEB研修としては、計測機器のレクチャーに関する内容を含まず、事例紹介等だけであればWebでよい、との追記が1件あった。

2-1-2. 都道府県の取組状況

表2. 都道府県の取組状況

	あり	
条例規則の制定	20	80%
騒音計測機器の配備	23	92%
市区町村に対する研修	13	52%

80%の都道府県で、騒音について指導／関与するための条例・規則等が制定されていた。これらの条例・規則等には、騒音規制法の特定施設の横出し・上乗せ、拡声器の使用の制限、深夜営業騒音の規

制、重機作業の規制、アイドリングストップの義務化など、各自治体の地域の状況に応じた様々な内容のものがあった。

騒音計測機器はほとんどの都道府県に配置されていて、持っていないとの回答は2自治体のみであった。

管内市区町村に対する研修は52%の都道府県で実施していた。うち、1県では県環境科学センターが技術研修を行っていた。

他の自治体に参考としてもらえるような、参照すべき好事例は今回の調査では挙がらなかった。また、中央委員会（公害等調整委員会）へ移したかった事例も挙がらなかった。

難航した事件を分析しておくことは極めて有意義であり、こうした事例を公表することには解決すべき点が数多くあるが、例えば、自治体と共同で事例の分析を行うなど、情報収集方法を工夫して取り組むことが必要である。

2-2. 市区町村公害苦情相談窓口担当部局へのアンケートの概要

回答状況：送付 186 団体 回答 114 団体 回答率：61.6%

2-2-1. 市区町村公害苦情相談窓口にとって必要な事項

表3. 市区町村公害苦情相談窓口にとって必要な事項

	必要		うち、最も必要	
当事者間調整のノウハウ	114	100%	43	38%
騒音測定技術	112	98%	25	22%
都道府県との連携強化	103	90%	18	16%
市区町村間の連携強化	101	89%	15	13%
計測機器による対応	98	86%	20	18%
集合研修	101	89%	12	11%
WEB研修	101	89%	8	7%
審査会や公調委の相談機能	105	92%	16	14%

最も必要なものとしては、当事者間を調整するノウハウ、との回答は100%、うち、最も必要との回答が38%であった。次いで、騒音測定の技術が必要98%、うち、最も必要との回答も22%あり2番目に多かった。

事件対応に騒音の計測機器が必要か、との問いについては86%の市区町村が「必要」と回答し、最も必要とした市区町村も20%で3番目に多かった。対応状況により必要となる場合がある、との追記も1件あった。一方で以下のとおり、都道府県公害審査会と同様に、測定値に頼ることの問題を追記している。

- ・ 騒音計で測定し基準を下回る数値だった場合、対象に「基準を遵守しているからこれ以上対応する必要はない」という考えを持たせてしまう可能性があるため測定しない方が良い事案もあると考える。

都道府県との連携については、条例解釈や苦情対応の相談などで必要、という追記が1件あった。研修の内容については、苦情解決に特化した研修を行うべき、との追記が1件、実測訓練などを研修に取り入れてもらいたい、との追記が1件あった。研修の方式については、ブロック会議で共有できれば、という追記が1件、WEB形式での研修については、集合研修を受けられない方など向けにあっても良い、見返しができるとより良い、という追記もあった。

2-2-2. 市区町村の取組状況

表4. 市区町村の取組状況

	あり	
条例規則の制定	43	38%
計測機器の配備	108	95%

今回対象としたのは公調委主催のブロック会議への参加実績のある市区町村という選択バイアスはあったが、条例・規則を制定している市区町村が38%、計測機器を配備している市区町村は95%に上った。

他の自治体に参考としてもらえるような参照すべき好事例があると回答した市区町村が3件、難航事例があると回答した市区町村は12件あり、また、都道府県公害審査会や中央委員会（公害等調整委員会）へ移したかった事例があると回答した市区町村は14自治体に上った。

好事例の共有が必要、との特記が1件、公害苦情の未然防止につながった好事例や取組等があれば教えてほしい、という特記も1件あった

アンケートの結果からは、市区町村においても、予算や人員等の制約がある中で制度の整備や測定体制の確保等の騒音問題の解決のための取組を講じており、また職員は調整ノウハウの収集や測定調査技術の習得に意欲を有し、自治体間の連携の必要性を意識していることがうかがえた。

3. 騒音問題に関する調停成立事件の分析

平成23年度から令和4年までの公調委の調停成立事件28件と同時期の都道府県公害審査会の調停成立事件109件について、調停成立の経緯を分析した。

「騒音事件に関する研究会 令和4年度報告書」を踏まえ、まず、調停内容から以下の2種類に分類した。

- ① 騒音等の測定の結果、基準を越えていることが明らかな場合などにおいて、被申請人に対し、具体的な対策工事等の実施を約束させる内容のもの

⇒「被申請人要対応」

例：「被申請人は、申請人との敷地境界（別添図に位置を図示）に高さ〇メートルの遮音壁を設置すること。」

- ② 騒音等の測定の結果等からは、基準は越えていないことが明らかではあるものの、紛争を解決し、将来の紛争再発を防ぐために、被申請人に、従前遵守していたことを引き続き遵守するよう約束させて、清算条項を設ける内容のもの、または、騒音等の測定の結果等からは、基準は越えていないことが明らかであり、申請人側にも被申請人を監視する、警察等に頻繁に通報する等の行為があった場合などに、紛争を解決し、将来の紛争再発を防ぐために、申請人・被申請人の双方に対し、相手方に配慮することを約束させ、清算条項を設ける内容のもの

⇒「被申請人任意対応または現状維持双方遵守」

例：「被申請人は、従前に引き続き、（対象機器）を適切に使用し、（対象作業）を可能な限り丁寧に行うことを約束する。」

「被申請人は、今後も、（対象施設）周辺的生活環境に配慮するものとし、（対象施設）から発生する音の敷地境界における数値が規制基準を下回る状態を保持するものとする。」

「申請人及び被申請人は、互いに平穏に生活及び業務を継続できるよう配慮することを約束する。」

そのうえで、職権調査の有無、自治体調査又は当事者調査の有無、専門委員等からの意見書の有無、当事者へのヒアリング及び調停期日の回数などを分析した。

また、警察への通報や裁判所への提訴の有無、健康被害を訴える事件では診断書の有無、調停後の自治体の関与等もみた。

3-1. 公調委調停事件について

対象期間に公調委が係属した騒音等(低周波音を含む)事件 106 件のうち、調停が成立したのは 28 件、26%であった。

3-1-1. 調停内容

28 件のうち、調停内容が上述の分類で「被申請人要対応」となったのは 17 件 61%、11 件 39%は「被申請人任意対応または現状維持双方遵守」であった。

3-1-2. 調停成立事件における調査実施の状況

28 件のうち、職権調査が行われたのは 24 件 86%、実施しなかったのは 4 件 14%であった。自治体調査が行われていたのは 10 件 36%、申請人/被申請人による調査の結果が提出されていたのは 18 件 64%であった。

3-1-3. 調査の結果と調停内容

調停内容が「被申請人要対応」となった17件では、職権調査で2件、市区町村調査で4件、申請人/被申請人の調査で9件、合計16件が何らかの「基準超え」であった。

調停内容が「被申請人任意対応または現状維持双方遵守」となった11件の中では、職権調査、市区町村調査、申請人/被申請人の調査のいずれかで「基準超え」であったのは5件あったが、このうち、職権調査で「基準超え」であったのは2件であった。

3-1-4. 申請人/被申請人ヒアリング及び調停期日の回数

28件のうち、ヒアリングについて明確な記録のある平成29年4月以降の事件14件について、ヒアリングの回数、及び、28件の調停期日の回数は以下のとおりで、単純平均では2.9回であった。

ただし、公調委の調停事件、特に職権で裁定から調停に移行した事件では、手続の過程で当事者が合意可能な事項と歩み寄りが必要な事項とが既におおむね整理されていることが多い。そのうえで、調停の進行では、当事者双方に対して裁定委員会の心証を踏まえてそれぞれの当初の意見から歩み寄るよう、例えば被申請人が講じる具体的な対応の詳細等を調整するため、期日を設けることになる。裁定事件として係属した後に終結して調停に移行した事件では既に裁定事件としてヒアリングや期日が重ねられており、今回の分析では裁定事件の段階での回数がカウントできていない中でのデータであることに留意したい。

表 5. 公調委の調停成立事件におけるヒアリングの回数

回数	1-2	3-4	5-6	7-8	合計
度数	5	5	1	3	14

表 6. 公調委の調停成立事件における調停期日の回数

回数	1-2	3-4	5-6	7-8	9-10	11-15	16-	合計
度数	21	4	1	1	0	0	1	28

3-1-5. 健康被害の申立てにおける診断書

28件のうち、申請人の申立ての中に何らかの健康被害が含まれていたのは27件であり、このうち医師による診断書の提出があったのは9件33%、提出されなかったのが18件67%であった。

診断書提出があった9件のうち、調停内容が「申請人要対応」となったのは6件67%であった。一方、診断書提出がなかった18件のうち、調停内容が「申請人要対応」となったのは8件44%であった。

3-1-6. 自治体の関与

28 件のうち、調停の内容に自治体の関与が盛り込まれた（例：被申請人は規制基準を遵守するよう自治体から指導があった場合には従う 等）のは1件4%であった。

3-1-7. 公調委の調停における基本的な考え方（略）

3-2. 都道府県公害審査会調停事件について

公調委は毎月、都道府県公害審査会から調停の申立てと終結の状況について報告を受けている。こうした報告内容を用いて、都道府県公害審査会調停事件を分析した。

調査対象期間中に都道府県公害審査会が取り扱った調停事件は472件であった。このうち調停が成立したのは109件23%であった。

3-2-1. 調停内容

調停が成立した109件のうち、報告からは調停内容が不明であった5件を除いた104件において、「被申請人要対応」は94件90%、「被申請人任意対応または現状維持双方遵守」は10件10%であった。

3-2-2. 調停成立事件における調査実施の状況

調停が成立し、調停内容が確認できた104件のうち自治体調査が実施されていたのは33件32%であった。5件では申請人/被申請人による計測調査が行われていたが、5件全件について、自治体による調査も実施されていた。

71件68%では自治体調査も実施申請人/被申請人による計測調査も行われずに、調停が成立した。

3-2-3. 調査の結果と調停内容

調査が行われ、調停が成立した33件のうち、「基準超え」は11件33%、「基準未満」は1件3%、調査結果未記載が21件64%であった。

このうち「被申請人要対応」は28件85%、「被申請人任意対応または現状維持双方遵守」5件15%であった。

「基準超え」の11件のうち前述のとおり「被申請人要対応」となったのは10件であった。他方、「基準未満」の1件も「被申請人要対応」となった。

3-2-4. 調停期日の回数

都道府県公害審査会からの報告からはヒアリングを実施した回数を確認することはできなかったが、期日については下記のとおりであり、平均は5.9回であった。

中央委員会(公調委)事件の分析と同様、今回は調停不調に終わった事件における期日回数を集計していないため、期日回数の調停成立への影響については評価できなかった。

表 7. 期日の回数の分布

期日の回数	1-2	3-4	5-6	7-8	9-10	11-15	16-
度数	14	32	31	15	7	5	5

3-2-5. 都道府県公害審査会における調停成立のポイント

公害紛争処理法に基づく都道府県公害審査会の紛争処理制度には、あつせん、調停及び仲裁があり、現在審査会に提出される騒音・振動案件の大半は調停を求めるものである。公調委と異なり、裁定手続から調停に移行する事例はないので、事実の調査等と調停を並行して行うことになる。

【ポイント 1 期日を重ねて調整することが有効ではないか】

調停内容については、「被申請人要対応」が大多数であるが、「被申請人任意対応または現状維持双方遵守」を含めるとほとんどの案件において被申請人から何らかの対応を引き出している。調停成立には被申請人から（被申請人が納得しつつも）申請人が納得できるような対応策を引き出すことが重要であると考えられる。

調停期日の回数については平均約 6 回近くとなっており、1 回で成立したのは 2 件、2 回は 12 件と、少ない回数で調停に至った事件の全体に占める割合は小さい。双方の主張を丁寧に聞き、かつ、事実関係の把握等を行った上で調停案を作成し、双方の利害を調整し、説得を重ねることで調停に至っているものと考えられる。

また、前項¹で紹介した 2 府県²のように、調停期間を通じて、調停委員会に参画している専門家（法曹や騒音・振動等の専門家）がそれぞれの専門的知見から事件の事実解明、評価、対策の検討、当事者の説得等に関わることが効果を上げていることにも着目したい。

【ポイント 2 調査を絶対視せず、多様な手法を動員してアプローチすることが有効である】

3 分の 2 の事件では、調査を行わずに調停を成立させている。調査を実施した中でも 21 件およそ 3 分の 2 の事件では公調委への報告においては結果が未記載となっており、この中には、簡易測定など何らかの現地調査は行ったが、調停における事実認定の証拠としては用いていない、といった事例が含まれている可能性がある。公調委の調停の項で言及したとおり、調査は強力な手法ではあるが、それを調停成立のためにいかに活用するかについては、紛争の解決のために必要なことは何か、という視点で検討が必要と考えられる。

¹ 前項とは、「1. 府県公害審査会及び公害苦情相談アドバイザーを対象とするヒアリング（略）」を指している。

² 2 府県とは、「1. 府県公害審査会及び公害苦情相談アドバイザーを対象とするヒアリング」にてヒアリング対象の府県である。

※ 詳細は、「騒音事件に関する研究会 令和 5 年度報告書（令和 6 年 3 月）」に掲載している。

参照先：<https://www.soumu.go.jp/kouchou/menu/main7info.html#heading08>

4. 専門委員意見交換会 (略)

5. 総括 (略)

2年間の本研究会の活動を受けて

公害等調整委員会

(前略)

今年度には、都道府県公害審査会委員や公害苦情相談アドバイザーへのヒアリング及び自治体アンケートを実施し、公調委及び都道府県公害審査会における調停成立事例の分析を行った。これらを通じて以下の点が明らかとなった。

まず、都道府県公害審査会の調停成立のためには、ある程度期日を重ねて調停委員による粘り強い調整と説得を行うことが有効ということが明らかとなっている。騒音測定等の客観的データが存在することは、当事者の調整や説得により合理的な解決に至る上で望ましい。とはいえ、種々の制約のある中で、調停成立事案の3分の2で、騒音測定等の調査が行われていないということは、特筆すべきことであり、粘り強い調整と説得の成果であると考えられ、都道府県公害審査会の各委員が、持ち前の紛争解決ノウハウや専門分野における知識・経験を総動員して、当事者間の利害を調整し、説得を重ねた努力の結果と評価される。

このような当事者間の利害調整のノウハウ等は、公害紛争の処理にたずさわる誰もが必要と考えるところである。公調委としても、都道府県と市町村との連携の強化を通じて、このようなノウハウの言語化を図り、情報共有することが期待されている。

他方で、そのようなノウハウは、当該事案の特性や、説得に当たる個人の有する性格・資質にも左右され、一般化することが困難な面があるとともに、それだけに頼ることは、解決内容の合理性の確保という観点からは裏付けが十分ではないのではないかと懸念が生ずる。

例えば、公調委の調停では、精度の高い職権調査を行い、専門委員の助力を得て具体的対応策を考えることが有効な手段となっている。調査結果に基づいて解決内容の合理性を確保することは、当事者を説得する上で有効であるとともに、調停等の解決内容が当事者間の紛争解決の基準として将来にわたって通用するためにも必要なことではないかと思われる。

都道府県公害審査会の調停については、取り扱った事件数のうち77%が不成立となっており、騒音測定等のデータが利用できれば、更に多くの成立が望めたかもしれないとの感を否めない。また、成立事案の90%が「被申請人要対応」となっており、公調委の61%を大きく超えていることも、調停内容の合理性及び多様性の観点から、なお検討を要するところのように思われる。

他方で、騒音測定等の調査については、騒音規制法の事務が市区町村の事務とされ、都道府県公害審査会は専門家の確保が困難で自ら測定できない場合は、市区町村による測定を依頼することになるが、95%の市区町村が計測機器の配備はしているものの、騒音測定技術が不足している現状にある。のみならず、騒音の測定値について、公害紛争の解決のための有益性に対して懐疑的な考えさえ示されている。

とはいえ、大多数の自治体で、騒音測定技術やその評価の仕方の必要性が認識されており、これらの習熟により、公害紛争の解決率を高め、解決内容の合理性の確保が図られるのではないかと期待していることがうかがえる。

以上の認識を踏まえ、公害等調整委員会としては、以下の提言をしたい。

まず、都道府県と市区町村との連携の強化が重要であり、引き続き、研修会の実施等により紛争解決技法及び騒音測定技術の向上に努めることにより、市区町村レベルでの解決を高めるとともに都道府県公害審査会の手続に市区町村の測定結果が反映されやすくなる関係を構築することが必要である。公調委としても、連絡協議会や事例集等を通じて、このような面での一層の情報提供を図り、都道府県と市町村との連携の強化に務めることが必要である。

また、各都道府県の実情に応じ、騒音測定等の調査が得られない、又は簡易若しくは不十分な結果しか得られない場合でも、あきらめることなく、粘り強く丁寧に調停を進行させ、解決策のアイデアを出し合って、調停成立させることが引き続き重要である。

その場合にも、都道府県公害審査会の専門家委員の知見を利用するなど、持てるリソースを活用して、できる限り調停内容の合理性の確保に努めることが必要である。

公調委としても、専門委員の意見交換会を通じ、専門知見を交換し合って平準化し、自治体が容易に利用できる方策を探るなど、自治体に提供できる紛争解決のための情報を整理していくことが必要である。

以上

騒音事件に関する研究会の結果をまとめた報告書については、公調委ホームページにおいて掲載しておりますので、ぜひ併せてご覧ください。

掲載 URL は以下のとおりです。

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/menu/main7info.html#heading08>



第 54 回公害紛争処理連絡協議会 (前編)

開催：令和 6 年 6 月 7 日

公害等調整委員会事務局

令和 6 年 6 月 7 日、各都道府県の公害紛争処理を担当する公害審査会等の会長を含む関係者の皆様に東京にお集まりいただき、「第 54 回公害紛争処理連絡協議会」を開催しました。この連絡協議会は、公害紛争に関して情報・意見の交換を行うことで職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るために例年 6 月頃開催しているものです。開催当日の概要について、次号と併せ前半後半の 2 回に分けてお知らせします。前半の様子につきましては次のとおりです。

1 委員長挨拶

連絡協議会の冒頭、公害等調整委員会 永野委員長よりご挨拶致しました。

(以下、挨拶全文)

本日は、ご多忙な中、「第 54 回公害紛争処理連絡協議会」にご参加いただき、誠にありがとうございます。

皆さまには、公害紛争の迅速かつ適正な解決のため、日頃より多大なご尽力をいただき、また、当委員会の業務にご理解とご協力をいただいておりますことに対して、厚く御礼申し上げます。

裁判制度とは別に公害紛争に特化した行政 ADR として、公害紛争処理制度が発足して半世紀余りが経過しましたが、この連絡協議会は、本年度が第 54 回という回数か物語るように、制度発足当初から公害紛争処理制度の担い手である全国の県審査会と公調委が一堂に会して、時々の課題に対する率直な意見交換と有益な情報共有を行う場となってまいりました。近年は国民の紛争解決ニーズの変化に対応して、制度の役割をいかに果たしていくかとの観点から、県審査会と公調委、県審査会と市町村の相談窓口、県審査会相互の「連携」をテーマに種々の方策について協議してきていますが、全体構想が見えにくいとのご意見も聞かれたと

ころです。

そこで、公調委の部内で数年来議論してきている問題意識については、先般、愛知県の県審査会長のご協力を得て行った対談の中でお示しし、機関誌「ちょうせい」5月号に「対談 行政ADRの基本戦略」として掲載させていただきました。

詳しくは繰り返しません、そこでの構想は、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理されるようにして、公害紛争処理制度全体の解決力の総和を高める観点から、第1に、競合する紛争解決機関の中から利用者を選択してもらえよう、各機関が強みと特色を活かした運用を行うこと、第2に、利用者の利便性を高めること、特にITの積極的活用、第3に、各機関の窓口相談の段階で適切な事件を汲み上げ、あるいは適切な機関への申立てを誘導するなど関係機関の窓口間の連携を強化すること、第4に、効果的な利用者への制度周知という切り口で各種方策を位置づけようとするものです。

各県の置かれている状況には違いがありますが、同じような隘路や制約のもとで、改善に

向けて工夫され、苦勞されていることは、他の県においても参考になると思われます。本日のグループ別意見交換においては、是非、忌憚のない、活発なご発言をいただきまして、議論を深めていきたいと思ひます。

もとより、全体構想と言つても一朝一夕に実

現するものではなく、国民の紛争解決ニーズに適った制度運営を目指して、試行錯誤しながら継続的な取組を続けていく必要があるものですが、本日の連絡協議会が、このような取組のきっかけとなることを祈念いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

公害紛争処理制度の全体構想

◎公害紛争処理制度が目指す姿・ビジョン

- ・市区町村の公害苦情相談窓口、公害審査会及び公害等調整委員会からなる公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めること。
- ・すなわち、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理されるようにすること。

◎課題への方策

- ①各機関が他の紛争解決機関との比較において、自らの強みと特色を意識した運用を工夫すること。
- ②各機関において利用者の利便性の向上を図る工夫をすること（特にITの活用）。
- ③各機関において適切な事件を汲み上げるとともに、自ら解決が困難な事案については適切な機関への申立てを誘導すること。
- ④利用者（申請者本人だけでなく相談先となる弁護士などを含む）への周知を高めること。

<掲載>機関誌「ちょうせい」第117号（令和6年5月）



永野委員長による挨拶

2. 公害等調整委員会事務局からの報告

続いて、公害等調整委員会事務局 岡田次長より公害等調整委員会の概況等について説明致しました。

◎発言のポイント

ポイント 1. 公害紛争処理手続の IT 化

(1)公調委では令和 4 年度からウェブ会議方式を導入。令和 6 年 4 月よりウェブ会議方式を委員会規則に規定。

(2)公調委におけるウェブ会議方式の導入状況

- ・令和 5 年度全体のおおむね 68%がウェブ会議方式で実施。
- ・事前の当事者ヒアリング等は、約 8 割がウェブ会議方式で実施。

(3)ウェブ会議による実施の手引きの実務的なポイント

- ・通話者の本人確認手続
- ・通話者の周辺の環境の確認（立会いの了解が得られていない第三者がいないことなどの確認）。
- ・許可を受けない撮影、録音、録画の禁止。

(4)公害審査会等へのお願い

- ・ウェブ会議方式の導入により当事者が出向く必要がなくなる。利便性向上のためにもウェブ会議方式の導入を強くお願いしたい。
- ・公害審査会等における調停手続の概要や委員名簿等の都道府県のホームページへの掲載をお願いしたい。特に制度の説明、委員名簿、申請書の様式例はホームページに是非掲載していただきたい。
- ・手続のオンライン化、制度の利用者にとって必要となる情報（申請書の書き方など）のホームページへの掲載は、制度利用の前提として必要なものであり、取り組んでいただきたい。

公害紛争の処理手続の IT 化

<意義>

Web会議方式の導入等による手続のIT化により、当事者が公調委・各都道府県庁まで出向く必要がなくなる。

* 公調委では、このたび公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）を改正し、ウェブ会議方式等の根拠を規定しました（令和6年4月施行）。

公害等調整委員会の手続のウェブ会議方式による実施の手引
https://www.soumu.go.jp/main_content/000938583.pdf

 **各都道府県におかれては、利用者の利便性向上のためにウェブ会議方式の積極的な導入・活用をお願いします。**

* 併せて、審査会における調停手続の概要・審査会委員名簿等を各都道府県ホームページに掲載するなど、利用者の利便性向上にご協力をお願いします。

（参考）47都道府県のうち令和5年度からウェブ会議方式の導入済は6県

ポイント2. 騒音事件に関する研究会

(1)都道府県公害審査会における調停成立のポイント

- ・ 都道府県公害審査会の調停成立のためには、ある程度期日を重ねて調停委員による粘り強い調整と説得を行うことが有効。
- ・ 調査を絶対視せず、多様な手法を動員してアプローチすることが有効。

(2)公調委からの提言

- ・ 都道府県と市区町村との連携の強化が重要。
- ・ 諦めることなく、粘り強く丁寧な進行をして、解決策のアイデアを出すことが重要。

2年間の活動を受けて(総括)

- ・ 都道府県公害審査会の調停成立のためには、ある程度期日を重ねて調停委員による粘り強い調整と説得を行うことが有効。
⇒ 当事者間の利害調整のノウハウ等の言語化を図り、情報共有することが期待される。
- ・ 公調委の調停では、精度の高い職権調査を行い、専門委員の助力を得て具体的対応策を考えることが有効な手段となっている。
⇒ 調査結果に基づいて解決内容の合理性を確保することは、当事者を説得する上で有効であるとともに、調停等の解決内容が当事者間の紛争解決の基準として将来にわたって通用するために必要。
- ・ 都道府県公害審査会の調停については、取り扱った事件数のうち77%が不成立、騒音測定等のデータが利用できれば、更に多くの成立が望めたかもしれない。騒音測定等の調査については、騒音規制法の事務が市区町村の事務とされ、95%の市区町村が計測機器の配備はしているものの、騒音測定技術が不足している現状。
⇒ 大多数の自治体で、騒音測定技術やその評価の仕方の必要性が認識されており、これらの習熟により、公害紛争の解決率を高め、解決内容の合理性の確保が図られるのではないかと期待。

公調委からの提言

- ・ 都道府県と市区町村との連携の強化が重要であり、引き続き、研修会の実施等により紛争解決技法及び騒音測定技術の向上に努めることにより、市区町村レベルでの解決を高めるとともに都道府県公害審査会の手続に市区町村の測定結果が反映されやすくなる関係を構築することが必要
⇒ 公調委としても、連絡協議会や事例集等を通じて一層の情報提供を図り、都道府県と市区町村との連携の強化に努める。
- ・ 都道府県公害審査会においては騒音測定等の調査が得られない等の場合でも専門家委員の知見を利用するなど、持てるリソースを活用して、できる限り調停内容の合理性の確保に努めることが必要
⇒ 公調委としても、専門委員の意見交換会を通じ、専門知見を交換し合って平準化し、自治体が容易に利用できる方策を探るなど、自治体に提供できる紛争解決のための情報を整理していく。

(以下、発言全文)

お配りしている資料に沿って御説明いたします。

大きな一つ目として、公害等調整委員会の概況についてという資料を御覧ください。

1 ページ目をお願いいたします。こちらが公調委における公害紛争の処理状況ですが、令和5年度は新規受付が35件でした。前年度は24件でしたので、それに比べますと増加しているということです。ページの下の方に近年の特徴を掲載しておりますけれども、都市型、生活環境型の公害紛争が目立つ。裁定事件の割合が高く、約9割を占める。騒音をめぐる事件の割合が高く、約6割を占めます。

2 ページ目をお願いいたします。こちら2つ事件を記載していますが、1つ目がこの公調委係属中の事件例として、自動車排ガスの事件を掲載しております。申立人の方々が100名を超える非常に大型の事件です。2つ目ですけれども、終結した事例として、茨城県稲敷市における土砂埋立てに伴う土壤汚染関連の事件を掲載しております。こちらは裁定で、事業者の責任とともに市の責任も一部認めたというものになっております。

3 ページ目をお願いいたします。①ですが、令和5年度は都道府県公害審査会等における新規受付は43件でした。その前の令和4年度の29件に比べますとこちらも大きく増加しています。③でございますけれども、令和4年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約7万2,000件ということです。

5 ページをお願いいたします。過去3年の都道府県公害審査会の年間の平均受付件数ですが、都道府県によってばらつきが大きい

ということが分かります。

続きまして、大きな2つ目として6ページの公害紛争処理制度の全体構想です。こちら先ほど冒頭の永野委員長の御挨拶にもありましたけれども、私どもの機関誌「ちょうせい」の5月号に掲載しています。

再度確認ですけれども、1つ目が公害紛争処理制度のビジョンということで、紛争処理制度全体、市区町村・都道府県・公調委全体で解決力の総和を高めるということです。解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理をされるということがビジョンとして挙げております。

課題の方策の1番目が、各機関が自らの強みと特色を意識した運用を工夫するということ。

2つ目が、利用者の利便性の向上。特にITの活用の関係です。

3番目が、適切な事件のくみ上げ、適切な機関への申立ての誘導ということを挙げております。

4つ目が利用者、相談先となる弁護士を含めて周知を行うということです。

本日はこの2つ目の方策として、特にITの活用について御説明するとともに、この方策の1番目ですけれども、自らの強みと特色を生かした運用の工夫、その一環として騒音問題研究会について御説明いたします。

続きまして、大きな3番目といたしまして、公害紛争処理手続のIT化です。【追加資料①】法務省民事局のカラーの「民事訴訟法(IT関係)等の改正に関する法律」の概要です。もう弁護士の先生方は当然御存じのことなんですけれども、行政サイドの職員にとっては多分余りなじみのないお話だと思います。

資料の2つ目のところ、色を3つ書き分けていますけれども、これが民事訴訟制度のIT化です。

一番左がオンライン提出等となっております。※のところにありますように、弁護士の先生方は、オンライン提出・受取が義務化されたということです。

2つ目がウェブ参加等ということで、ここを今日お話ししたいのですが、ウェブ参加が可能な期日の拡充、要件の緩和です。

3が記録の閲覧ということで、原則電子化されます。

こういったことが裁判所、民事訴訟の方では行われているということです。

一番下のところに施行のことが書いてありますけれども、下から2番目、ウェブ会議による口頭弁論の期日への参加は令和6年3月に既に施行されている状況です。当事者本人ですとか代理人の弁護士が裁判所に出向かなくても、ウェブ会議で口頭弁論などの手続を進められるようになったのですが、行政関係者は余りなじみがないのではないかと思いますので、改めて御紹介しました。

裁定や調停といった当事者の間に立った手続を行う公調委や各審査会においても、この裁判所と同様、ウェブ会議の導入は当事者の利便性向上のために進めていかなければならない課題と考えております。

こうした流れを受けまして、資料の7ページに公調委のことを書いております。公調委では令和4年度からウェブ会議を導入しておりまして、令和6年4月からは委員会規則

を改正して、正式にウェブ会議方式を委員会規則に規定しました。

資料には記載していませんが、ウェブ会議のメリットといたしまして、当事者との関係ではウェブ会議を可能とすることで日程調整可能な候補日が増えて、より早いタイミングで期日を実施することができるようになったということがあります。また、事務局としましては、ウェブ会議での期日の実施により当事者控室の確保が不要になるということで、当事者対応などの事務負担の軽減につながったと考えております。

このウェブ会議の導入に必要なのはパソコンですとか、モニター、ウェブカメラ、集音マイクなどのハード機器と、Webexなどのウェブ会議システムですが、各都道府県ではコロナの流行でこのウェブ会議システムが何らかの形で導入されているのではないかと思います。

資料8ページと9ページを御覧ください。こちらはウェブ会議方式による実施の手引きといたしまして、公調委のホームページに掲載をして、利用者向けに一般に公開している資料になります。¹

実務的なポイントといたしましては、9ページの別紙になりますが、(1)の1つ目の○、こちらが通話者の本人確認手続になります。

2つ目の○が、通話者の周辺の環境の確認。立会いの了解が得られていない第三者がいないことなどの確認になります。

(2)の1つ目の○になりますが、許可を

¹「公害等調整委員会の手続のウェブ会議方式による実施の手引」(令和5年3月 公害等調整委員会事務局), https://www.soumu.go.jp/main_content/000938583.pdf

受けない撮影、録音、録画の禁止ということです。裁判所のやり方も確認しながら、厳正な手続をしっかりと進めていくということで一応このようなペーパーを作っております。このやり方で今のところ問題は発生しておりません。

10 ページに公調委でのウェブ会議方式の導入状況を掲載しております。下の方の赤い字ですが、令和5年度全体のおおむね68%がこのウェブ会議で実施しておりまして、事前の当事者ヒアリング等では約8割でウェブ会議等を実施しております。

11 ページが、以上申し上げましたまとめになりますけれども、ウェブ会議方式の導入により当事者が公調委、各都道府県庁等まで出向く必要がなくなるということです。利便性向上のためにウェブ会議方式の導入を強くお願いしたいと考えております。

併せまして、審査会における調停手続の概要や委員名簿等を都道府県のホームページに掲載することもお願いしたいこととして、特に制度の説明、委員名簿、申請書の様式例などはホームページに是非掲載していただきたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、この手続のウェブ化、あと利用者がこの制度を利用する際に必要となる情報、申請書の書き方などですけれども、こうした情報のホームページへの掲載は、現時点で事件の係属件数がゼロであっても制度利用の前提として必要なものですので、取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、各都道府県弁護士会に対する制度説明やPRです。公調委では各都道府県の弁護士会から依頼を受けまして、随時制度の説明を行っており、オンラインや現地開催で紛争処理制度ですとか公調委の事件に関する説明をさせていただきました。公調委と各都道府県審査会が連携して各都道府県弁護士会にアプローチをしたいと考えておりまして、各都道府県の皆様にいろいろ相談させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、大きな4番目が騒音事件に関する研究会でございます。概要については、13ページ以下に記載をいたしております。

まず初めに、本日御出席の大阪府審査会長の播磨様、宮城県審査会会長代理の塩谷様にはこの研究会に御参加いただきました。この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

報告書²のポイントは資料のとおりなのですが、報告書の12ページをご覧ください。3-2-5としまして、都道府県公害審査会における調停成立のポイントということで記載をいたしております。

ポイント1といたしまして、期日を重ねて調整することが有効ではないかというふうなまとめているところがございます。

2つ目がポイント2ということで、調査を絶対視せず、多様な手法を動員してアプローチすることが有効である、こういったことを述べております。14ページですけれども、公調委からの提言といたしまして、まず都道府

² 「騒音事件に関する研究会令和5年度報告書」(令和6年3月公害等調整委員会), https://www.soumu.go.jp/main_content/000946124.pdf

県と市区町村の連携の強化の重要性を述べているところがございます。

また、次の段落ですけれども、諦めることなく、ねばり強く丁寧な進行をし、解決策のアイデアを出すことの重要性を述べているところがございます。

また、報告書の資料編³になりますけれども、1ページ目から6ページにわたりまして、大阪府及び宮城県における体制、市町村との連携、公調委との連携等について記載をいたしております。

また、7ページからは公調委が委嘱しております公害苦情相談アドバイザー、これは県や市区の公害苦情処理経験者、現役の方ですとかOBの方にアドバイザーになっていただいているんですが、こちらからのヒアリング結果をまとめております。様々な御指摘を頂いております。

33 ページ以下は公調委が委嘱しております専門委員ですが、大学の技術系の先生方な

どとの意見交換を記載しております。それぞれのお立場から貴重な視点を提供していただいているので、是非御覧いただきたいと思っております。

最後になりますけれども、【追加資料②】公害紛争処理法 43 条についてです。

第 43 条ですが、審査会等は公害に係る紛争に関する調停を行うために、必要があると認めるときは関係行政機関の長、関係地方公共団体の長に対し、公害発生の原因の調査に関する資料その他の資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供、その他必要な協力を求めることができるとなっております。相手方市町村の協力が必要でございますけれども、非常に強力な規定でございますので、この規定をしっかりと適切に活用していただき、公害紛争の解決に引き続き御尽力いただきたいと考えております。

御清聴ありがとうございました。

³ 「騒音事件に関する研究会令和5年度報告書」(令和6年3月公害等調整委員会)中「資料編」として大阪府公害審査会及び宮城県公害審査会へのヒアリング概要、公害苦情相談アドバイザーへのヒアリング概要並びに騒音関係の専門委員との意見交換会の概要を掲載。
https://www.soumu.go.jp/main_content/000946124.pdf

【参考】配付資料「公害等調整委員会の概況等について」

公害等調整委員会の概況等について

- 公害等調整委員会の状況（1～5 ページ）
- 公害紛争処理制度の全体構想（6 ページ）
- 公害紛争の処理手続のIT化について（7～11 ページ）
- 騒音事件に関する研究会について（12～15 ページ）

令和5年度公害等調整委員会年次報告 概要

公害紛争の処理状況

令和5年度	【係属】 75件	【うち【繰越し】 40件 【新規受付】 35件】	【最終】 29件
うち裁定事件	【係属】 70件	【うち【繰越し】 38件 【新規受付】 32件】	【最終】 27件



公害紛争の近年の特徴

- ① **都市型・生活環境型の公害紛争**
工場・飲食店等の事業施設の運営や老朽建物の建替え・宅地造成工事等に起因して、人口・住宅が密集している都市部での騒音、悪臭、振動など身近な生活環境被害を訴える事件が目立つ。
- ② **裁定事件の割合が高い**
令和5年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は約9割
- ③ **騒音をめぐる事件の割合が高い**
令和5年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約6割

令和5年度公害等調整委員会年次報告 概要

係属中の事件例 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件

【申請人】：東京都など7都府県の住民153人
※ その後、東京都などの住民9人から同一原因による被害を主張する参加の申立てがあった。

【被申請人】：国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー7社
【申請理由】：
○ 申請人ら（東京都など7都府県の「自動車NOx・PM法対策地域」に居住している又はしていた住民で、公害健康被害補償法の認定を受けていないもの）が、同法の定める指定疾病である気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫等の疾病に罹患したのは、被申請人たる自動車メーカー7社が、ディーゼル排気微粒子が深刻な健康影響をもたらすことを認識しながら、排出ガス公害対策が不十分な自動車を大量に製造・販売し、大気汚染を生じさせたことによるものである。
○ 被申請人国（代表者環境大臣）は、自動車排出ガスに関する規制権限の不行使により、申請人らに被害を生じさせている。

【裁定を求める事項】：損害賠償金合計1億5300万円の支払
【事件の処理経過】：裁定委員会を設け、6回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

終了した事件例 稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件

【申請人】：宗教法人及び茨城県稲敷市の住民12人
※ 申請後、申請人ら5人から申請を取り下げる旨の申出があり、また、茨城県稲敷市の住民9人から同一原因による被害を主張する参加の申立てがあった。

【被申請人】：土木関係会社、個人2人、砂利運搬業会社及び稲敷市
【申請理由】：
○ 被申請人土木関係会社が申請人らの所有地等を産業廃棄物によって無許可で埋立て、土壌や周辺井戸の水質が汚染されたことにより、土砂の撤去費用等の財産被害が生じ、井戸水汚染のおそれによる精神的苦痛を受けた。
○ 許可権限がある被申請人稲敷市は、埋立てが無許可であることを知りながら停止を命ずる等の適切な対応を行わなかったことにより、申請人らに被害を生じさせた。

【裁定を求める事項】：損害賠償金合計2600万円等の支払
【事件の処理経過】：
○ 裁定委員会を設け、専門委員2人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、2回の審問期日を開催
○ 職権で調停に付し、その後、3回の調停期日を開催したが、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り
○ 本申請を一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は最終

令和5年度公害等調整委員会年次報告 概要

都道府県・市区町村との連携

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況
令和5年度 【係属】 81件（うち【繰越し】 38件）【最終】 34件
【新規受付】 43件
- ② 都道府県・市区町村への支援
公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議、公害苦情相談員等ブロック会議等において情報交換・意見交換を実施
- ③ 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況
令和4年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約7万2千件

土地利用の調整の処理状況

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
令和5年度 【係属】 1件（うち【繰越し】 0件）【最終】 1件
【新規受付】 1件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答
令和5年度 【係属】 116件（うち【繰越し】 3件）【最終】 9件
【新規受付】 113件※
※ 同一事案についての107件を含む。

最終した事件 岐阜県本巣市曾井中島字南原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件

【申請人】：砂利採取業者
 【処分庁】：岐阜県知事
 【原処分】：処分庁は、申請人からなされた砂利採取計画変更認可申請に対し、岐阜県砂利採取計画認可基準の要件を満たさないことを理由に不認可処分を実施
 【事件の概要】：申請人は、原処分は違法なものであるとして申請
 【事件の処理経過】：
 裁定委員会を設け、審理期日（1回）を開催するなど手続を進め、申請人の申請を認容する裁定を行い、本事件は最終

【参考】 公害等調整委員会の概要

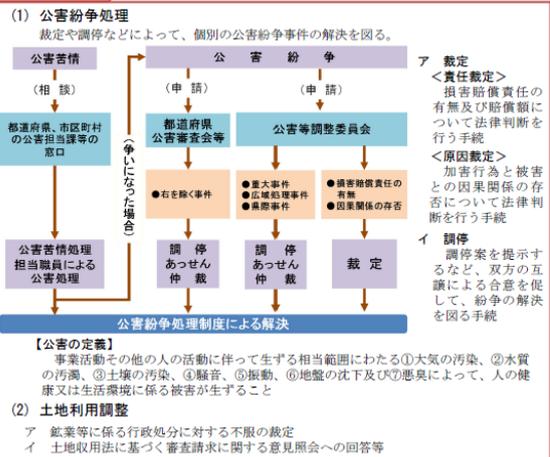
1 性格

総務省の外局として設置され、独立して準司法的な権限を行使する行政委員会
 ※ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の規定に基づき設置

2 委員構成

- ・委員長1名、委員6名 両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命
- ・事件ごとに裁定委員会等を設け、解決に当たる。
 ※ 裁定委員会は3名又は5名、調停委員会は3名の委員で構成

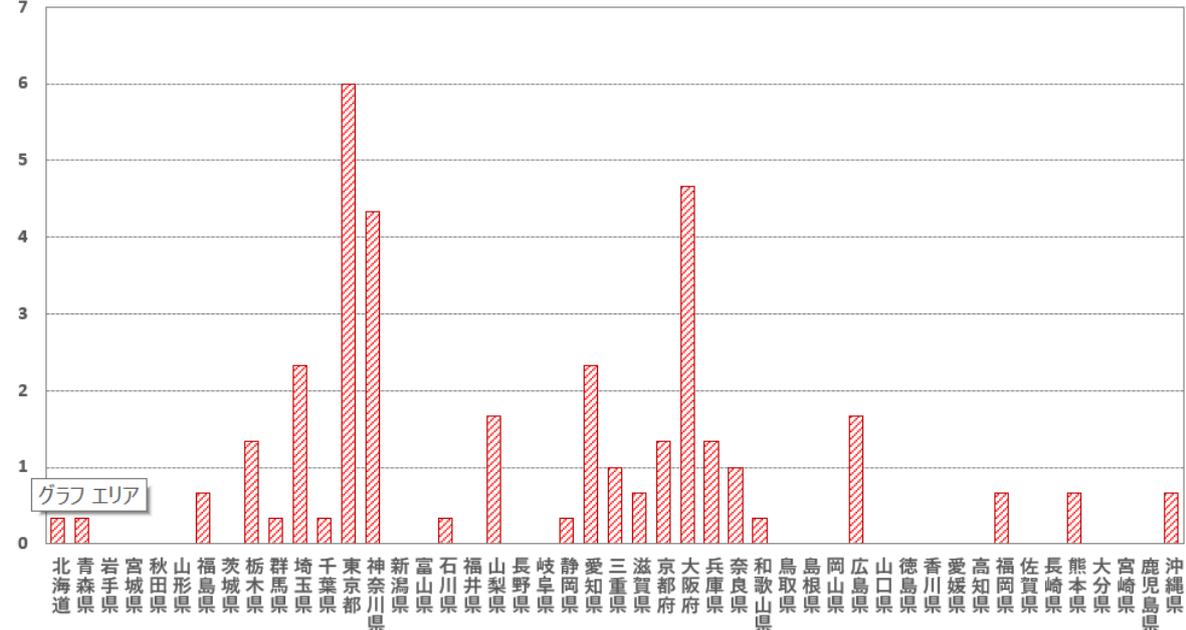
3 任務



○ 年次報告は、公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第17条の規定に基づき、毎年、国会に対し所掌事務の処理状況を報告するもの

都道府県公害審査会等別事件受付件数

過去3年度平均受付件数（令和3～5年度）



公害紛争処理制度の全体構想

◎公害紛争処理制度が目指す姿・ビジョン

- ・市区町村の公害苦情相談窓口、公害審査会及び公害等調整委員会からなる公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めること。
- ・すなわち、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理されるようにすること。

◎課題への方策

- ①各機関が他の紛争解決機関との比較において、自らの強みと特色を意識した運用を工夫すること。
- ②各機関において利用者の利便性の向上を図る工夫をすること（特にITの活用）。
- ③各機関において適切な事件を汲み上げるとともに、自ら解決が困難な事案については適切な機関への申立てを誘導すること。
- ④利用者（申請者本人だけでなく相談先となる弁護士などを含む）への周知を高めること。

<掲載>機関誌「ちょうせい」第117号（令和6年5月） 6

公調委におけるウェブ・電話方式での期日の開催方法等

- ・令和4年度から、新たに、ウェブ会議方式（令和5年1月～）又は電話会議方式（令和4年8月～）を用いた調停期日を実施。
- ・ウェブツール : [Webex](#)、[Skype](#)を利用
- ・通常は、調停委員長、委員は同一会場（調停室）にて参加し、当事者がウェブ・電話方式で参加
 - 委員の一部のみがウェブ方式で参加する事例あり
 - 当事者の一部のみがウェブ・電話方式で参加する事例あり
 - ウェブ・電話方式の併用の事例あり
- ・調停室にて参加予定でも、当日に来訪できなくなった場合にはウェブ・電話方式への切替えを行うなど、柔軟に対応。
- ・ウェブ通信が不具合の際には、即座に電話方式への切替えを実施。
(電話会議システム（電話回線を利用して音声だけで遠隔会議を行うシステム）のサービスを契約)
- ・現地期日におけるウェブ・電話方式も可能
(裁定手続における審問期日外の証拠調べ期日において、裁定委員長及び事務局は現地に赴き、ほかの委員がウェブにて参加という事例あり)

7

公害等調整委員会の手続のウェブ会議方式による実施の手引

令和5年3月 公害等調整委員会事務局

令和6年3月 一部改正

0. はじめに

この手引は、公害等調整委員会の行う手続において映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「ウェブ会議方式」という。)により手続を行う場合の実施手順及び留意事項を解説するものです。

1. 対象手続

調停手続の調停期日、裁定手続の審問期日、不服裁定手続の審理期日、公害紛争手続及び不服裁定手続における進行協議期日等を行う場合において、委員会等(公害等調整委員会又は調停委員会若しくは裁定委員会をいう。以下同じ。)が相当と認めるときは、当事者及び事件関係人(以下「当事者等」という。)は、ウェブ会議方式により手続に参加することができます。

2. 意向確認

ウェブ会議方式により手続を行う可能性がある場合には、担当職員から、日程等の調整の際に、1.の手続に参加する当事者等に対し、ウェブ会議方式により参加する意向があるかを確認します。ウェブ会議方式により参加する意向が確認できるなど、委員会等が相当と認めた場合は、担当職員から、当事者等に対し、ウェブ会議への参加情報(使用するアプリケーションや会議の接続先等、ウェブ会議に参加するために必要となる情報)及び留意事項(別紙)を送付します。

3. 実施

ウェブ会議方式により手続を行う場合は、手続の適切な実施のため、別紙に記載されている事項を遵守してください。

「公害等調整委員会の手続のウェブ会議方式による実施の手引」(令和5年3月 公害等調整委員会事務局)は、公害等調整委員会ホームページに掲載。

URL: https://www.soumu.go.jp/main_content/000938583.pdf

別紙：

(1) 通話者の確認及び通話環境の確認

- 通話者が本人又はその代理人であることを確認してください（必要に応じて、接続テスト時や期日開始前に、写真付きの身分証明書をウェブカメラに映していただく場合があります。）。
- ウェブ会議方式により手続を実施する場合は、次に掲げる事項その他の通話先の所在する場所の状況が、手続を実施するために適切なものであることを確保してください（必要に応じて、周辺の状況を確認するために、通話者の周辺をウェブカメラに映していただく場合があります。また、背景に実際の状況と異なる映像を映す機能（背景をぼかす機能を含む。）は使用しないでください。）。
 - ・委員会等又は担当職員から立会いの了解を得ていない第三者が立ち会っていないこと（裁定手続の審問期日、不服裁定手続の審理期日の傍聴は、審問廷又は審理廷においてのみ可能です。ウェブ会議の接続先での傍聴は認められません。）。
 - ・静ひつさが確保されていること。
- また、通話者と委員会等又は担当職員との間で映像と音声の送受信ができることを確認してください（なお、通信費用は各人の負担となります。）。
- 期日においては、通話先の所在する場所は日本国内に限ります。

(2) ウェブ会議方式による手続の実施中の留意事項

- 許可を受けずに撮影（ウェブ会議の画面のスクリーンショットの撮影を含む。）、録音、録画及び放送（配信やインターネット上に映像や音声をアップロードして視聴できる状態にすることを含む。）をすること、ウェブ会議に参加するための情報を第三者に知らせることは禁止します。
- ウェブ会議方式による手続の実施中に通話環境が確保されていないこと又は禁止事項が遵守されていないことを把握した場合は、ウェブ会議方式による手続を中止する場合があります。
- 回線障害等により映像と音声の送受信ができなくなった場合は、事務局に電話を掛けるなどして速やかに担当職員へ連絡し、担当職員の指示に従ってください（事務局から電話を掛けることもあります。）。ウェブ会議方式による手続を一時停止し、音声の送受信による方法（電話会議方式）に切り替える措置を取るか、又は中止します。

近年の公害紛争処理手続の開催実績（調停＋裁定）

- ・令和5年度の公害紛争処理手続におけるウェブ・電話会議方式は、総数203回のうち、概ね68%（約7割）となっている。
- ・期日外に行う当事者、専門委員等へのヒアリングでは、総数140回のうち、概ね84%をウェブ・電話会議方式で実施。
- ・令和6年度からは、**審問期日についてもウェブ会議方式が可能となる。**

公害紛争処理手続の開催回数（令和5年度）

※暫定値

		回数	うちウェブ・電話会議方式	ウェブ・電話会議方式の割合
裁定手続	進行協議期日	15	(11)	73%
	審問期日外の証拠調べ期日	3	(2)	67%
	審問期日	19	-	-
調停手続	調停期日	26	(7)	27%
裁定・調停	その他（当事者ヒアリング等）	140	(118)	84%
合計		203	(138)	68%

10

公害紛争の処理手続のIT化

<意義>

Web会議方式の導入等による手続のIT化により、当事者が公調委・各都道府県庁まで出向く必要がなくなる。

* 公調委では、このたび公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）を改正し、ウェブ会議方式等の根拠を規定しました（令和6年4月施行）。

公害等調整委員会の手続のウェブ会議方式による実施の手引

https://www.soumu.go.jp/main_content/000938583.pdf



各都道府県におかれては、利用者の利便性向上のためにウェブ会議方式の積極的な導入・活用をお願いします。

* 併せて、審査会における調停手続の概要・審査会委員名簿等を各都道府県ホームページに掲載するなど、利用者の利便性向上にご協力をお願いします。

（参考）47都道府県のうち令和5年度からウェブ会議方式の導入済は6県

11

騒音事件に関する研究会 2年間の活動を受けて

「公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム(令和4年5月)」における提言を受け、近年増加している騒音・低周波音・振動の問題について、公調委や都道府県公害審査会における事件対応や地方公共団体における苦情処理の動向を解析し、騒音紛争事案への対応のあり方を検討することを目的として、令和4年度に公調委に本研究会を発足させ、検討を開始した。

●令和4年度の概要

- ・公調委が平成23年4月から令和5年3月までの間に受け付けた騒音事件103件を対象に事件の概要を分析し、近年の騒音事件の状況を把握
- ・公害苦情相談アドバイザーへのアンケートとヒアリングを実施
- ・市区町村・都道府県における公害苦情処理の動向を分析
- ・市区町村、都道府県、公調委の役割分担と支援のあり方について検討

●令和5年度の概要

- ・都道府県公害審査会や公害苦情相談アドバイザーへのヒアリング
- ・都道府県公害審査会及び市区町村担当者を対象としたアンケート等を実施
- ・中央委員会及び都道府県公害審査会における調停成立事件を分析
- ・騒音・振動事件に関する公調委の専門委員(9名。昨年度の研究会構成員3名を含む)による意見交換会を開催

2年間の活動を受けて、都道府県と市区町村との連携及び都道府県公害審査会のリソースの活用の強化、公調委として自治体に提供できる紛争解決のための情報の整理等についての提言をまとめた。

12

2年間の活動を受けて(総括)

- ・ 都道府県公害審査会の調停成立のためには、ある程度期日を重ねて調停委員による粘り強い調整と説得を行うことが有効。
 - ⇒ 当事者間の利害調整のノウハウ等の言語化を図り、情報共有することが期待される。
- ・ 公調委の調停では、精度の高い職権調査を行い、専門委員の助力を得て具体的対応策を考えることが有効な手段となっている。
 - ⇒ 調査結果に基づいて解決内容の合理性を確保することは、当事者を説得する上で有効であるとともに、調停等の解決内容が当事者間の紛争解決の基準として将来にわたって通用するために必要。
- ・ 都道府県公害審査会の調停については、取り扱った事件数のうち77%が不成立、騒音測定等のデータが利用できれば、更に多くの成立が望めたかもしれない。騒音測定等の調査については、騒音規制法の事務が市区町村の事務とされ、95%の市区町村が計測機器の配備はしているものの、騒音測定技術が不足している現状。
 - ⇒ 大多数の自治体で、騒音測定技術やその評価の仕方の必要性が認識されており、これらの習熟により、公害紛争の解決率を高め、解決内容の合理性の確保が図られるのではないかと期待。

13

公調委からの提言

- 都道府県と市区町村との連携の強化が重要であり、引き続き、研修会の実施等により紛争解決技法及び騒音測定技術の向上に努めることにより、市区町村レベルでの解決を高めるとともに都道府県公害審査会の手続に市区町村の測定結果が反映されやすくなる関係を構築することが必要
 - ⇒ 公調委としても、連絡協議会や事例集等を通じて一層の情報提供を図り、都道府県と市町村との連携の強化に務める。
- 都道府県公害審査会においては騒音測定等の調査が得られない等の場合でも専門家委員の知見を利用するなど、持てるリソースを活用して、できる限り調停内容の合理性の確保に努めることが必要
 - ⇒ 公調委としても、専門委員の意見交換会を通じ、専門知見を交換し合って平準化し、自治体が容易に利用できる方策を探るなど、自治体に提供できる紛争解決のための情報を整理していく。

14

(参考) 騒音事件に関する研究会

- 報告書及び概要については公害等調整委員会ホームページに掲載
URL : <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html>

15

追加資料①

令和 5 年 12 月
法務省民事局

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する法律（概要）

IT化の現状	検討の経緯
現状では、例えば、次のとおり、民事訴訟の手續のIT化は、限定的 ① 訴えの提起は書面の提出による ② 口頭弁論（法廷）のウェブ参加は認められていない ③ 記録（書面）の閲覧は裁判所で行なければならない	令和2年2月21日 法制審議会への諮問 令和4年2月14日 要綱決定 令和4年3月 8日 法律案閣議決定 令和4年5月18日 成立(令和4年法律第48号)

民事訴訟制度のIT化

一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事訴訟法を見直し、民事訴訟制度を全体的にIT化

①オンライン提出等	②ウェブ参加等	③記録の閲覧等
(1) 訴状等のオンライン提出が一律に可能 <small>【民訴132条の10等関係】</small> (2) 裁判所からの送達をオンラインによることも可能 <small>【民訴109条-109条の4等関係】</small> ※ 弁護士等は、オンライン提出・受取を義務化 <small>【民訴132条の11関係】</small>	(1) ウェブ参加が可能な期日（ex. 口頭弁論）の拡充・要件の緩和 <small>【民訴87条の2等関係】</small> (2) 電話（音声のみ）による参加が可能な期日の要件の緩和 <small>【民訴170条等関係】</small>	(1) 訴訟記録を原則電子化 <small>【民訴132条の12・132条の13、160条、252条等関係】</small> (2) 当事者はインターネットで裁判所のサーバにアクセスして閲覧等が可能 <small>【民訴91条の2関係】</small>

当事者の申出による期間が法定されている審理の手續の創設
◇ 現行民訴法には、審理期間を定めた規定はなく、当事者は、審理終結等の時期の見込みが立たない。
当事者双方の申出・同意があれば、一定の事件につき、手續開始から6月以内に審理終結、そこから1月以内に判決をする制度の創設 <small>【民訴381条の2-381条の8関係】</small>

住所、氏名等の秘匿制度の創設
◇ 現行民訴法では、当事者の記録閲覧に制限はなく、訴状等に記載された相手方当事者の住所、氏名等の閲覧が可能
社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるとき（当事者がDVや、犯罪被害者であるケース等）は、当事者の住所・氏名等を秘匿することを可能とする制度の創設 <small>【民訴133条-133条の4関係】</small>

人事訴訟・家事事件手續のIT化
◇ 人事訴訟・家事調停では、現実に出頭しない限り、離婚・離縁の和解・調停の成立や合意に相当する審判の前提となる合意は不可
ウェブ会議を利用して、離婚・離縁の和解・調停の成立、合意に相当する審判の前提となる合意を可能とする仕組みの創設 <small>【人訴37条、家事268条関係】</small>

一部先行施行	本格施行								
<table border="1"> <tr> <td>○ 住所、氏名等の秘匿制度</td> <td>令和 5 年 2 月 2 0 日 施行</td> </tr> <tr> <td>○ 電話による期日への参加の要件緩和</td> <td>令和 5 年 3 月 1 日 施行</td> </tr> <tr> <td>○ ウェブ会議による口頭弁論の期日への参加 ※ 家裁の新設（人事訴訟等）の口頭弁論は、令和 6 年 3 月 1 日から 1 年 6 月 以内</td> <td>令和 6 年 3 月 1 日 施行</td> </tr> <tr> <td>○ ウェブ会議による離婚・離縁の和解・調停の成立等</td> <td>公布後 3 年 以内</td> </tr> </table>	○ 住所、氏名等の秘匿制度	令和 5 年 2 月 2 0 日 施行	○ 電話による期日への参加の要件緩和	令和 5 年 3 月 1 日 施行	○ ウェブ会議による口頭弁論の期日への参加 ※ 家裁の新設（人事訴訟等）の口頭弁論は、令和 6 年 3 月 1 日から 1 年 6 月 以内	令和 6 年 3 月 1 日 施行	○ ウェブ会議による離婚・離縁の和解・調停の成立等	公布後 3 年 以内	公布後 4 年 以内 ※ 公布の日 令和4年5月25日
○ 住所、氏名等の秘匿制度	令和 5 年 2 月 2 0 日 施行								
○ 電話による期日への参加の要件緩和	令和 5 年 3 月 1 日 施行								
○ ウェブ会議による口頭弁論の期日への参加 ※ 家裁の新設（人事訴訟等）の口頭弁論は、令和 6 年 3 月 1 日から 1 年 6 月 以内	令和 6 年 3 月 1 日 施行								
○ ウェブ会議による離婚・離縁の和解・調停の成立等	公布後 3 年 以内								

追加資料②

公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）（抄）

（審査会等の資料提出の要求等）

第四十三条 審査会等は公害に係る紛争に関するあつせん、調停又は仲裁を行うため、連合審査会は公害に係る紛争に関するあつせん又は調停を行うため、それぞれ、必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、**公害発生の原因の調査に関する資料その他の資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。**

<逐条解説（抜粋）>

（4）協力要請

資料としては、故意、過失の有無に関する資料、損害の種類、範囲、数量等に関する資料、公害防止対策、助成措置等に関する資料等事件の迅速かつ適切な解決のために必要な一切の資料を含む。その他の必要な協力としては、例えば、原因物質の採取、分析、測定等の実施を依頼することもできる。実際にどの程度の協力が得られるかは、協力する側の事情によるところが大きいため、事前の打ち合わせで調整するのが適当であろう。

連絡協議会後半のグループ別意見交換の様子につきましては、次号に掲載します。

公害調停のすすめ

—規制基準と調停の関係について—

公害等調整委員会委員 つづき 都築 まさのり 政則

(元東京高等裁判所判事 部総括)

1. 公害の苦情相談について、市町村での処理ができない場合に、都道府県公害審査会への調停申請を積極的に促すことは不適切なのか。

都道府県（以下「県」とのみ表示する。）及び市町村に対する公害の苦情相談は年間約7万件、典型7公害に限っても年間約5万件に達し、そのうち、騒音が約2万件、悪臭が約1万件、振動が約2,000件である。これら騒音等の発生源が騒音規制法等の各規制法上の特定施設を設置する特定工場で、指定地域内にあり、かつ規制基準を超える場合は、市町村長が当該特定工場に対する改善勧告や改善命令といった権限を行使することで、苦情相談に対応することが可能である（騒音規制法（昭和43年法律第98号）第12条など）。市町村において、直接処理された件数は8割に達する。

しかし、残り2割でも相当の件数であり、単純計算で騒音等に係る苦情相談のうち約6,000件が未処理ということになる。苦情相談の対象が、指定地域内若しくは特定工場ではなく、又は各規制基準を超えていない場合、市町村としては、上記権限の行使ができず、苦情相談への対応が困難となる場合がある。

その場合に、苦情者が県公害審査会に調停申請を行うことが考えられるが、全国の公害審査会の利用は年間30件から40件程度にとどまり、過去3年間に1件も申請のなかった県も多数ある。令和6年6月7日に開催された第54回公害紛争処理連絡協議会では、市町村担当者や公害審査会担当者が、公害審査会への調停申請を積極的に促すことについては、以下の点がネックとなるとして、消極的な意見が出された。のみならず、(3)、(4)、(7)を挙げて、積極的に促すことはむしろ不適切との意見も出た。

- (1) 市町村担当者の公害審査会制度への認識不足
- (2) 公害審査会担当者が申立てへの対応経験がない。
- (3) 多くが近隣紛争で公害審査会の対象か疑問
- (4) 調停成立の可能性が低い。
- (5) 苦情者が調停申請書を作成するのが困難
- (6) 苦情者が自ら測定結果等を示す文書・物件を提出することが困難
- (7) 調停が成立しても履行されないおそれがある。

2 公害審査会への調停申請を積極的に促すことを期待したい。

上記ネックのうち、(1)については市町村担当者への講習等により周知を図っている県も多く、(2)については、分からないなりに調査検討しながら1件を経験すると、得るものは大きいということが言える。(3)については、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項の「相当範囲」性について、騒音等については調査することなく直ちに周辺への影響を否定することはできないため、調停を進める上では、その点をあまり厳格に考える必要はないと解される。(5)については、申請書のひな形を用意している県も多く、苦情者の意思に従って作成補助を行っても公平を害することにはならない。(6)について、苦情相談の過程で市町村において測定を行い、その結果を入手している場合や、公害審査会自身が測定を行うことができる場合、又は県の環境科学研究所といった研究機関に依頼して測定をする場合もあり、測定結果を何らかの形で入手している県は多い。(7)については、執行力がないというマイナス面より、むしろ、公害審査会は公害紛争解決の専門機関として、簡易裁判所等より調停成立に向けて測定結果等の専門的な資料を得やすいというプラス面のほうが重視されるべきである上、公害審査会で調停が成立すると、義務履行勧告の制度（公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第43条の2）もあるし、後述のとおり関係市町村や県の他の環境部局の協力も得て行政ADRの強みを生かしたフォローも可能となる。このような方法は、執行力のある裁判所の調停調書を使って間接強制を試みるより、即効性のある効果が期待できる場合がある。

問題は(4)であり、規制基準違反が認められないときに、どのようにして調停成立までもっていくのか、その際に資料となるべき測定結果等をどのように利用すべきかという問題である。多くの県から、当事者間の対立が深刻である場合に、調停の本質である互譲を求め、当事者双方の言い分を調整するだけは、いくら期日を重ねてねばり強く説得しても合意に達することは困難であるとの意見が出された。また、苦情の対象が指定地域内若しくは特定工場ではない場合は、測定結果は意味がないし、測定して規制基準を超えていない場合、被申請人がかたくなとなって調停成立を妨げるから、いずれにせよ測定結果の意味はないとの意見が出された。

しかし、規制基準値の内容は住民の生活環境を保全するための基準として設定されたものであり、指定地域若しくは特定工場でない場合でも、敷地境界で規制基準値を超えていると周辺住民に苦痛を与えているおそれはある。敷地境界で規制基準を超えていない場合でも、申請人宅で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」である環境基準（環境基本法第16条）を超えていることはあり、周辺住民には望ましい生活環境が得られていない可能性がある。さらに、睡眠障害を訴えている場合に、測定をしてみると、申請人宅の寝室で、中央環境審議会の平成10年の屋内騒音レベルの指針値（35 dB）、又は、WHOのガイドライン値である等価騒音レベル（8時間で平均化した騒音レベル）30 dBを超えていることがあり、周辺住民に睡眠障害等の健康被害を及ぼしているおそれもある。さらに、周波数分析を行えるなら、低周波音について、心身に係る苦情に関する参照値を超える結果がでることもあり、周辺住民の苦情の原因となっている可能性もある。これらの基準等を下回っている場合でも、例えば、感覚閾値を超えて聴き取れ、しかも、ピークレベルは複数回にわたって基準値を超えることがあって、不快の原因となっ

ているというような場合もある。

このような場合に、公害紛争の解決機関である公害審査会が、規制基準違反を問えないことを理由に、調停による紛争解決に消極的であっていいとはいえない（消極的姿勢を疑問視する意見も複数の県から出された。）。要は、公害審査会は、行政上の規制権限を行使する機関ではなく、公害紛争解決機関であって、公害被害を訴える申請人とその被害の発生源と主張されている被申請人との間に立って、上記で述べた測定結果等を使って、その紛争を解決するための合理的な解決案を調整すべき立場にある。その解決案に、規制権限の行使という裏付けがなくとも、中立公平で公害紛争を専門的に扱う調停委員会が、被害の実態を把握し、測定結果を評価した上で、その被害を防止するための案として調整すること自体に意味があり、そのような案を提示して調整すれば、単なる互譲よりは調停成立の可能性は高くなるはずである。仮に、調停が不成立となった場合でも、その実態把握と解決案は、後の訴訟等でも役立つはずのものである。

また、調停の過程で、調停委員会が合理的と考える腹案を持って、調停委員会の考えを述べて調整している場合には、当事者として調停の場で受入れを表明する決断が付かない場合でも、調停委員会が、その腹案を調停案として受諾勧告（公害紛争処理法第34条）を行う場合には、指定の期間内に当事者が受諾しない旨の申出までは行わず、合意成立とみなされる場合も出てくる。公害審査会は、中央委員会のような裁定を行う機関ではないが、受諾勧告によって、調停委員会の考えを提示できるし、それに理由を付して公表することもできる（同法第34条の2）。紛争解決機関としての権限は決して小さいとはいえない。

以上の点を考慮すると、公害審査会の調停の制度は、単なる互譲の制度ではなく、公害紛争を専門的に扱う調停委員会が主体的に中立公平な立場から合理的な解決案を調整する制度で、調停で解決できる可能性はあるし、例え不成立となったとしても調停委員会の示した実態把握と解決案は申請者にとって意義のあるものであることを、公害審査会関係者が再認識するとともに、窓口相談があった際には、相談者に対して説明していただければと思う次第である。窓口担当者が、制度説明に十全を尽くそうとするあまり、制度の消極面を強調しすぎて、公害紛争処理機関が自ら調停申立てを阻害しているとの誤解を相談者から受けるようなことが決してないよう留意していただく必要があると思われる。

3 合理的な解決案の具体的内容は紛争の実態に沿うものであること

上記の合理的な解決案とは、多くの場合、騒音等を改善する対策である（過去の被害を訴える場合に慰謝料による金銭解決となる場合もある。）。調停委員の中に騒音等の対策の専門的な知識を有する者がいる場合は、専門知見に基づく改善策の提案ができるが、そのような専門知見を得ること自体に困難を伴うことは確かである。また、仮に防音壁等が有効となった場合でも、費用的にとっても無理があるという場合もある。しかし、科学的に高い精度での対策をすることまではできなくとも、一定程度騒音等のレベルを下げれば、各種の基準をクリアできる場合もあり、機器の修理といった発生源対策、可能な限りの遮蔽の措置や、発生源を遠ざけるといった措置などは、調停委員会

と当事者とで知恵を出し合って検討することが可能である。しかも、目に見える効果にまで到達できなくとも、被申請人が一定の対策をとること自体を評価してもよい場合もある。これらは、いずれも紛争の実態に沿った合理的な解決案ということができる。

そして、調停が成立する場合には、その調停条項を関係市町村に知らせることを当事者双方が了解し、騒音等について市町村からの行政指導のある場合は、被申請人はこれに従う旨の条項も加え、関係市町村と連携して改善策の履行を確保できるようにしておくことも有効である。また、同様に、所属する県の他の環境部局の協力を得てフォローを続けるようにすることも可能であり、このような行政ADRとしての強みを生かすことも期待したい。

他方、測定結果のレベルが非常に低く、健康に影響を及ぼすとは到底認め難い場合や、そもそも発生源からの距離が遠く、騒音等が到達しているとは言い難いような場合もあり、このような場合は、裁判となった場合でも認容の可能性があるとはいえない。このような場合でも直ちに調停を不調とするのではなく、測定結果を双方が確認し、引き続き被申請人が各種基準を満たすこと、又は、満たすよう努力することを約束し、さらに、被申請人において、任意に配慮できる事柄があれば、それを盛り込むことで、紛争の実態に沿う合理的な解決案を作成できることがある。このような解決案は、後に訴訟で棄却判決を受けるよりは、申請人にとってメリットがあり、申請人の反発はあっても、申請人のために説得を試みるべきである。

(以上)

「紛争の解決について思うこと」

公害等調整委員会委員

のなか ともこ
野中 智子

〔 弁護士（元司法研修所教官） 〕

今年、弁護士として30年目、公害等調整委員会の委員として10年目（再任後の任期の最終年）を迎えている。弁護士としては一方当事者の代理人として長らく紛争の解決（多くは民事事件）に関わってきたし、公害等調整委員会の委員としては両当事者の主張を踏まえて判断を示す裁定委員の立場という貴重な経験の機会を与えていただいている。

このように長いこと紛争に関わってきて、最近感ずるのは、話し合い（和解・調停）が難しくなっているのではないかということである。公害等調整委員会においては、「都市型・生活環境型」公害、とりわけ近隣紛争的な事件が増えている傾向にあり、裁定委員会としては、柔軟な解決の可能性のある調停を成立させることが有効適切な紛争の解決になると考えても、当事者の合意に至らないこともある。

元来紛争というものは、一方当事者だけに全責任があるような事案は少なく、大抵は、どちらにも少しずつ問題があって引き起こされることが多い。それゆえ、100か0かという解決になってしまう判決や裁定（例外として一部認容もあるが。）よりも、双方の問題性とその程度を考慮したうえでの和解や調停による柔軟な解決が望ましい事案の方が多い。しかし、そのような解決を図るためには、互いに譲歩し妥協することが必要となる。

この譲歩や妥協という態度が示されることが最近は少なくなっているように感ずる。なぜだろうと考えてみる。

まず思い当たることは、昨今はインターネットにより様々な情報を得られるようになってきていることである。本来、様々な情報は、より良き紛争の解決に生かされるはずだと思うのだが、どうも様々な情報の「いいとこどり」をして自分の主張に固執する人が増えているように思われる。法律についていえば、一部分を切り取っただけでは正しい理解とならないこともあるのに、一部分だけを断片的に組み立て、自分の主張は完璧だと強気一辺倒の人もある。このように、誰もが様々な情報を入手しやすくなってきたという状況にあって、譲歩や妥協による紛争の解決が遠のいてしまうというのは何とも残念なことである。

それから、人の心に余裕がなくなっているのかもしれないと思うこともある。一度紛争と

いう形で顕在化してしまうと、双方の当事者とも思い通りの解決を実現することが困難になることを踏まえ、より良き落としどころを模索することが大事なのだが、そのためには、物事や立場を相対化して捉えることが重要である。しかし、紛争の当事者は、その紛争に意識が集中してしまうため視野狭窄に陥りがちで、心に余裕がなく、物事や立場を相対化して捉えることが困難であることが多い。このような状態にある人に対し、どのような働きかけができるのかと、試行錯誤の日々を続けている。

紛争のより良き解決は難しい。



左の写真は、最近、エスコンフィールド HOKKAIDO に行った際のものです。私は大学生までバドミントンをしていました。当時はアスリートだったのですが、弁護士になってからは運動不足の一途です。今では、もっぱらスポーツ観戦を楽しんでいます。時間が許せば、スポーツ番組はジャンルを問わず何でも見ます。

右の写真は、司法研修所教官時代のクラス旅行（奈良の寺巡り）の際に教え子たち（参加者の一部）と撮影したものです。仏像好きの私は、素人ながら、マイクロバスの中で飛鳥・白鳳・天平の仏像の様式について解説しました。（野中）

次回、機関誌「ちょうせい」第119号（令和6年11月）では、大橋洋一委員（学習院大学専門職大学院法務研究科教授）によるエッセイを予定しております。

公害苦情相談の対応について



山梨県南アルプス市市民部環境課主査

むらまつ たくや
村松 拓哉

南アルプス市は山梨県西部中央に位置し、市の総面積は264,14 km²。人口は令和6年7月現在で約7万1千人です。南アルプス市は2003年に旧六町村が合併した市で、当時市名にカタカナが使用された市は全国で2番目、外来語を使用した市は全国初として話題になりました。

本市には南アルプスの主峰、日本二位の標高を誇る北岳を頂点に東西に長い形をしており、冬は寒く夏は暑い盆地特有の内陸性気候です。

そのため、御勅使川^{みだいがわ}扇状地を中心に市内では果樹栽培が盛んで、葡萄、桃、桜桃、スモモ等が生産されています。特にスモモの生産量は全国一位を誇り、2012年には市内で生産された「貴陽」という品種が世界一重いスモモとして紹介される等、活発な生産活動は現在も続いています。



(写真：左) すもも「貴陽」

(写真：右) すもも畑

さらに、商工業についても企業誘致が進む中で、大手メーカーの工場や、会員制大型スーパーの出店等も決定しており、市内への集客や定住による人流の増加で産業の活性化が今後期待されています。

そのため、産業の発展が見込まれる中で、自然環境、生活環境の保全も必要であることから、産業と環境の両立が目指せるよう、市民部環境課では水質調査や騒音調査を定期的に行うことで、両者のバランスが保てるよう業務を行っております。

さて、本市の公害に関する苦情相談も、環境課で対応しており、課長以下課員10名で業務にあたっております。

当課は公害対策以外にも廃棄物処理、狂犬病予防、市営墓地運営、自然エネルギー対策等業務が多岐に渡るため、相談内容も様々になります。中でも廃棄物処理や、狂犬病に係る犬猫関係については臭いや騒音等の苦情相談も受けることから、担当者の枠を超えて、課員同士が協力しながら対応しています。

なお、私自身は令和6年4月より当課に配属しましたため、まだ十分な経験はありませんが、本誌を執筆するまでに既に何件かの苦情相談対応を行っております。対応に当たっては、先輩方の対応の仕方を参考にしながら過去の対応事例を確認することで、対応する相手方によって内容に差異が起きないように注意しております。また、私自身担当業務についての知識が不足しているため、法令や過去事例を吸収することで、業務に対応するよう努めています。

まず、本市で対応に苦慮する内容として、音と臭いに関する苦情相談があります。

一概に音や臭いと申しても、個人宅でトイレを流した時に生じる生活上の音や臭いから、騒

音規制法で届出された事業者の操業で生じる騒音や悪臭、さらには飼い犬や飼い猫の鳴き声、糞尿害等、苦情相談の主訴となる内容は発生源から苦痛の強弱まで、列挙し始めれば項目にきりが無いほど様々であります。

また、音や臭いに対しては聴覚、嗅覚による感覚差が個人で異なるため、多数の人間が問題ないと感じるレベルの音や臭いに対して、感覚が敏感な人にとっては騒音と悪臭と感じ、苦情へ至ってしまう場合があります。さらには発生源者と相談者で感覚の違いから両者で長期的なトラブルに悪化している例も見られました。

次に、市に寄せられる音や臭いの苦情相談について、以前より多く見られるのは農作業に関する内容です。

農作業については、冒頭でも紹介しましたとおり、市の主要な産業の一つとなっていることから、農繁期には市内各地の農地で活発に作業が行われています。そこで使用される肥料の臭い、農機具の音や、剪定枝の焼却に関する煙が苦情相談の原因となる状況が見られます。

また、各苦情相談に共通して見られる環境として、発生源の近隣の畑や果樹園が宅地に開発され、そこへ越して来た新たな住人が苦情相談者となり、昔から農業をしている方が発生源となる例が多いです。

そこで、農作業による騒音の案件を例とすれば、苦情相談者、発生源者の双方の主張を聞き取りしたところ、苦情相談者は、早朝から始まる農作業の音が原因で睡眠が妨げられてしまうため、発生源者に早朝の作業を止めるよう頼んでも聞き入れてもらえないことが苦情相談の主訴となっており、対して発生源の^{ほじょう}圃場主は、消毒等薬品を使う作業は風による飛散や薬効の関係から早朝に作業を行う他なく、苦情相談者の要求に対応することができないと反論していることで、問題が膠着してしまっている例が挙げられます。

さらに両者の間には、苦情相談者は平穏に生活する権利があるため発生源者が騒音を起こさないよう配慮して当然。という考えと、発生源者は以前より変わらぬ方法で作業をしているのに、後からやってきた人間に苦情を言われる筋合いは無いため、後から来た人間が我慢して当然。という考えから、互いに相手の配慮を求めている状態となってしまうため、関係が悪化し、直接の話し合いも難しい状態に陥ってしまいます。

このような状況の苦情相談に対して、私が大切にしていることは、極力相手の面前へ赴き、相手の表情を確認しながら対応をすることだと考えています。時間の調整や移動時間等で件数ごとに対応する時間が長くなることは否めませんが、メールや電話連絡では感じ取れない相手の意向や、こちらからも伝えきれない情報があると考えます。

特に発生源者への指導については、法令を根拠に発生源へ改善するよう指導できる事例から、一般的な慣習に基づいて配慮をするよう相手方をお願いをして対応いただく等、方法は様々です。法令に基づき毅然とした指導が必要な場面はもちろんありますが、大抵はいわゆるお願いベースの対応であるため、その際は特にこちら側の表情、仕草等を駆使することで、苦情者、発生源がそれぞれ持つ鬱憤を吸収しつつ、市の主張を受け入れてもらえていると考えます。

オンライン、コストパフォーマンス、タイムパフォーマンス等、効率化や省力化が注目される昨今の事情を考えると、時代に逆行した方法であるかもしれませんが、双方が抱える感情、心情に対しては有効な面が見られることから、今後もこの方法を大切にしたいと考えております。

結びに、今後も市へ寄せられる公害苦情相談に対する解決のため、より効果的な指導を目指すことで、市政発展の一助にあたるよう、業務に対応したいと考えます。

がんばっています

地域の「縁の下の力持ち」を目指して

徳島県吉野川市市民部環境局環境企画課環境衛生係主事



こうち たくま
河内 拓馬

吉野川市は徳島県北部のほぼ中央、「四国三郎」と呼ばれ親しまれている吉野川の南岸に位置しており、10月には市制20年の節目を迎えます。東部地域には市内で最も利用者が多い鉄道駅の鴨島駅や市役所が所在する一方、南西部にはホテルやオンツツジの大群生など四季おりの豊かな自然が息づいています。吉野川には9本の「潜水橋」が架けられ、増水時には川に沈むよう設計されています。これは暴れ川とも呼ばれる吉野川の急流から橋を守るために考案された機構で、全長285mの川島潜水橋はお遍路さんや地元の人々に利用されています。第11番札所の藤井寺は、弘法大師が境内に手植えたという5色の藤が寺名の由来となっており、本尊の木造釈迦如来坐像は国の重要文化財に指定されています。10月下旬には市の花である菊を用いた菊人形・菊花展が盛大に開催され、白・黄・桃色に彩られた市役所イベント広場が華やぎます。自然よし、歴史よし、人情よし。三方そろった吉野川市にぜひお越しください。



菊人形・菊花展

本市環境企画課は課員5名、会計年度任用職員2名で構成されており、典型7公害のほか、空き地の管理や不法投棄、犬猫のフン尿被害、廃棄物の野外焼却など幅広く相談が寄せられます。業務の性質上庁外に足を運ぶケースが多い本課ですが、入庁後右も左も分からないまま配属となったため、現場対応には随分と苦心した記憶があります。特に私は生まれも育ちも徳島県外で土地勘もなく、しばらくは住宅地図片手に現場を奔走していたのを鮮明に覚えています。あれから2年が経過し、それなりに場数を踏んだ自負がありますが、いまだに苦情相談対応には難しさを感じています。例えば、私有地の適正管理について相談を寄せられた際、土地の所有者等に管理責任があるという前提の下、「①現地確認および現況の撮影」、「②条例等に基づく指導の可否について判断」、「③土地所有者の調査」、「④文書と写真の送付」によって所有者に通知しています。これはお願いの域を出ず、対応の可否は所有者に委ねられます。しかし、これは行政サイドの話で、抜本的な解決を望んでいる市民は法令の基準などあずかり知るところではありません。あまつさえ所有者の対応が確約できないとなると、不誠実な対応をされたと捉えてしまいます。行政として対応できること、できないことを言葉にする難しさはありますが、私が苦情相談対応で心がけている2つのポイントについて対応事例をもとにご紹介します。

1点目は「即応性・柔軟性」です。昨年、本市小学校の児童が総務省行政相談センターの出前教室で「校区内の太陽光発電用地から雑草が道路にはみ出していて通りにくい」という声を相談員の方を通じて届けてくれました。公用車を30分ほど走らせ現場に向かうと、雑草がフェンスからはみ出して見通しが悪くなっている状況を確認できました。文書を送付して所有者に管理をお願いすることになりますが、所有者のもとに到着するまでには時間を要します。そこで活用したのが再エネ特措法に基づく標識です。これはFIT制度の認定事業者に対して義務づけているもので、緊急時に備えて保守点検責任者の連絡先等を明記しています。同制度は電気の利用者が負担する賦課金によって支えられている制度であり、周辺地域と共生した形で適切に事業を実施することが求められます。本件の所有者は遠方に居住しており、現況を把握していなかったことから管理不良の状態に陥っていましたが、地元の声を迅速にお届けすることで早期の改善を図っていただけました。

2点目は「トラブルの未然防止」です。本市では総面積の82%が農業振興地域に指定されており、廃棄物の野外焼却に係る相談が多数寄せられます。これは昔から焼却してきているのだから今更だと主張する市民と、洗濯物への臭い移りや健康被害の要因になることから全面禁止を訴える市民で二極化しているためです。廃棄物処理法第16条の2第3号は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微な焼却を禁止の例外だと明記しており、施行令第14条各号にて具体化されています。この該非が指導の争点となりますが、「やむを得ない」とは行為者の処理能力や自治体の収集状況のほかにもどのような要件で判断するのか、「軽微な」とはどの程度の焼却を指すのか等指導の基準としてはいささか不明確です。本課の対応としては野外焼却の際は事前にご連絡をいただき、焼却場所や緊急連絡先の聞き取りに加えて周辺への配慮や火元の監視

の徹底をお願いしています。併せて、平成12年9月28日付厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知記の第12の1を勘案し、周辺から苦情相談が寄せられた際は直ちに消火することを確認することでトラブルの未然防止に努めています。苦情相談につながってしまった場合にも当課作成のパンフレットを用いて要点を端的に示すことで理解が得られやすい肌感覚があります。このほかに公害の未然防止という観点から浄化槽法定検査受験の呼びかけ、愛犬家のマナーアップの啓発等を各種広報媒体で行っています。特に前者については、令和4年度の11条検査の受検率は60%のところ、ホームページにて受験の呼びかけをした翌年度には62.9%まで上昇しました。直接的な要因として断定できませんが、水辺環境が守られた結果といえるため大変嬉しく思います。

トラブルの解決に際して法令は一つの基準になりますが、その解釈に固執して初期対応が遅れてしまうと問題が複雑化するジレンマがあります。また、ルールに則ることは最善の対応ですが、市民にとって最良の結果を生み出すとは限らない点に難しさがあります。一方で公害問題は利害や感情が先行してしまい、他者を尊重する気持ちがおろそかになっているケースが見受けられます。このスタンスに固執しては解決に逆行するばかりか無用なトラブルの火種となります。つまり、解決には地域の合意形成が不可欠であり、それを促す役割が行政に期待されているのではないのでしょうか。その役割を果たすためにはルールを遵守しつつ、現場確認や情報収集を行う即応性、ケースに応じて対応の見直しや関係部署の紹介をする柔軟性、トラブルを未然に防ぐための意識啓発が重要だと考えます。地域のルール作りのお手伝いという大げさですが、スピード感をもってフレキシブルに対応することを今後も心がけていきたいと思えます。

公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、地方自治体への支援活動や、昨年度に引き続き実地開催したこども霞が関見学デーについてご紹介します。

1 令和6年5月9日に「地方自治体職員向けウェブセミナー」を開催しました。

公害等調整委員会では、主に公害紛争処理・公害苦情相談を新たに担当することになった地方自治体職員向けに、全国から参加できるようウェブ会議システムを利用し、公害紛争処理制度等の解説や公害苦情相談アドバイザーによる講演等を行っています。地方自治体の人材育成を支援するとともに、公害等調整委員会との連携を促進するための取組です。

今年度は、平成28年度より公害等調整委員会事務局の公害苦情相談アドバイザーを務めている品川区荏原保健センター所長の三ツ橋悦子氏^{みつはし えつこ}に、「お困りごとの解決方法」と題した講演を行っていただきました。開催時には約660アカウントでの視聴となり、多くの地方自治体の職員の方にご参加いただきました。



公調委 HP には、地方自治体の方に向けたページがありますので、ぜひご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html



2 こども霞が関見学デーの実施について

令和6年8月7日(水)・8日(木)の2日間、「こども霞が関見学デー」のイベントを開催しました。(公社)日本騒音制御工学会のご協力のもと、音の体験学習と工作を実施しました。2日間で合計674人(こども380人、保護者等294人)の方々にご参加いただきました。暑い中、ご来場いただきありがとうございます。ありがとうございました。



「音色の違いを体感しよう！」
～風鈴の音を聴き比べてみよう～

「こども霞が関見学デー」は、各府省庁等が連携し、所管の業務説明や関連業務の展示等を行うことにより、夏休み期間中に子供たちに広く社会を知ってもらうこと、政府の施策に対する理解を深めてもらうこと、体験活動への参加を通じて親子の触れ合いを深めてもらうことを目的とした取組です。

詳細は以下の公調委キッズページからご覧いただけます。

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/kids.html>



3 判例時報に掲載されました

『判例時報 No.2594〔評論 No.785〕（2024年8月1日号）』の判例特報に公害等調整委員会が担当した次の事件が掲載されました。

- ・「稲敷市における土砂埋立てに伴う土壤汚染による財産被害等責任裁定申請事件」（公調委令5・10・31裁定）
- ・「岐阜県本巣市曾井中島字南原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件」（公調委令5・12・5裁定）

記事では、各事件の概要及び裁定について記載しております。是非、ご覧ください。

○「稲敷市における土砂埋立てに伴う土壤汚染による財産被害等責任裁定申請事件」（公調委令5・10・31裁定）

土砂等による土地埋立てについて条例上の許可権限を有する地方自治体が、条例上禁止され

た廃棄物による埋立てを許可し、さらに無許可地への埋立てに対する規制権限の行使を怠り土壤汚染等が生じたことについて、国家賠償法上の責任が肯定され、土壤中和処理費用及び周辺井戸水監視費用の損害賠償が認められた事例

○「岐阜県本巣市曾井中島字南原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件」（公調委令5・12・5裁定）

砂利採取計画の期間延長に係る変更認可申請に対し、地方自治体の認可基準における第三者による採取跡地作業の保証が不十分であることを理由に行われた不認可処分が、個別事情を総合考慮すべき旨を定めた砂利採取法第19条の趣旨に反し違法であるとされた事例

[Info]

『判例時報 No.2594〔評論 No.785〕（2024年8月1日号）』

出版社：判例時報社

発行年月：2024/08

販売価格：1,470円（税込み）



公害等調整委員会の動き (令和6年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
4月22日	令和4年(セ)第3号・令和5年(セ)第1号 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件 第7 回審問期日	東京都
6月4日	平成31年(セ)第4号 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害 等責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
6月13日	令和4年(ゲ)第3号 宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因 裁定嘱託事件 第1回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

令和6年4月26日受付

受付事件の概要

○ 羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第5号)

令和6年4月17日受付

本件は、被申請人(建材等製造販売会社)の運営する工場の近隣に所在した就業先である作業所において、紋紙作成等の業務に従事していた者が、工場から飛散した石綿粉じんにばく露したことにより、中皮腫に罹患し死亡するに至ったとして、その者の相続人である申請人らが、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計3300万円等の支払を求めるものです。

○ 横浜市におけるクリーニング店からの悪臭被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第6号)

令和6年4月19日受付

本件は、被申請人(クリーニング店経営者)が申請人宅の南側にクリーニング業を営むために化石燃料を焚くボイラーを設置し、稼働させ、排気ガスによる悪臭を発生させたことにより、申請人は、長きにわたり日常生活において悪臭による苦痛を与えられ、コロナ禍では必要な換気ができず、エアコンのための電気代もかさんだとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金33万円の支払を求めるものです。

○ 東大阪市における飲食店からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第8号)

本件は、申請人の自宅兼店舗の隣に所在する被申請人が経営する店舗に設置されている換気扇及びダクトから発生する低周波音により、申請人は、耳鳴り、耳籠り、頭痛、首から上の腫れ及びしびれを感じ、低周波音を感じる場所では眠ることができず、その後、うつ病を発症して心療内科・精神科に通院し、抑うつ神経症と診断されるなど、精神的・肉体的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金440万円等の支払を求めるものです。

○ 葛飾区における解体工事に伴う騒音・振動・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第9号)

令和6年6月20日受付

本件は、被申請人(建物解体会社)が行った申請人ら宅の至近距離にある家屋の解体工事により、申請人らは、睡眠ができないほどの騒音、物が落下する程度の振動及び建材等のものと思われる悪臭の被害を受け、また、疾病療養が妨害されるだけでなく、血圧の上昇、動悸、睡眠不足、照度不足等の受忍限度を超える被害及び精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金合計90万円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

○ 流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第4号)

① 事件の概要

公害等調整委員会の動き

令和5年6月27日、千葉県流山市の住民1人から、流山市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が所管する申請人宅の西側にある道路の拡張工場の現場で重機等を稼働させたことにより、騒音・振動・粉じんを発生させている。申請人は、これらに長時間さらされたため、精神的苦痛により不安定狭心症を罹患し、また、長期間にわたる本工事のため、個人事業主として在宅で行う仕事が減り、収入が減少するなどの健康被害及び財産被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金4218万1702円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めましたが、令和6年4月15日、本件申請を棄却するとの決定を行い、本事件は終了しました。

○ 横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件

（公調委令和4年（調）第6号）

① 事件の概要

令和4年10月28日、神奈川県横浜市の住民1人から、自宅南側に新幹線を走行させている鉄道会社を相手方（被申請人）として、公害等調整委員会に調停を求める申請がありました。申請の内容は以下のとおりです。

- ① 被申請人は、環境基本法等に定める適正な新幹線騒音対策を申請人宅において速やかに実施すること。

- ② 被申請人は、申請人に対し、令和5年1月1日から前項の対策の実施済みまで、1日当たり金1万円を支払うこと。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、被申請人が走行させている新幹線と申請人宅における騒音との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、5回の調停期日を開催するなど、手続を進めた結果、調停委員会は、公害紛争処理法第34条第1項の規定に基づき、30日以上の間を定めて当事者双方に調停案を提示して受諾を勧告したところ、指定した期日までに当事者双方から受諾しない旨の申出がなかったことから、令和6年4月16日、同条第3項の規定に基づき、当事者間に同調停案で合意が成立したものとみなされ、本事件は終了しました。

○ 港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和4年（ゲ）第5号）

① 事件の概要

令和4年5月18日、東京都港区の住民1人から、マンション上階の住民を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が被申請人宅から発生させた騒音・振動によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人に生じた健康被害と、被申請人宅で発生する騒音・振動との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員

1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めたが、令和6年4月26日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、これらをいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ 栃木県上三川町における飲食店からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件
(公調委令和5年(ゲ)第11号)

① 事件の概要

令和5年12月1日、栃木県上三川町の住民1人から、飲食店経営会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた睡眠障害等の健康被害は、被申請人が経営する飲食店の屋外照明から発せられる光及び排気ダクトからの騒音によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の進行協議期日を開催するなど、手続を進めましたが、令和6年5月16日、申請人から申請を取り下げの旨の申出があり、本事件は終結しました。

○ 武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件
(公調委令和4年(ゲ)第13号)

① 事件の概要

令和4年12月23日、東京都武蔵野市の住民1人から、近隣の住民2人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた適応障害という健康被害は、被申請人ら宅に設置されている家庭用燃料電池コージェネレーションシステム及びエアコン室外機から騒音・低周波音・振動を発生・拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人に生じた健康被害と被申請人ら宅に設置されている家庭用燃料電池コージェネレーションシステム及びエアコン室外機からの騒音・低周波音・振動との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めたが、令和6年5月17日、本件申請は、公害紛争処理法第2条及び環境基本法第2条第3項に定める「公害」に係る紛争や公害紛争処理法第42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法な申請で、その欠陥を補正することができないものであるから、同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、これを却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ 品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第7号・令和3年(ゲ)第12号・令和5年(調)第7号)

① 事件の概要

公害等調整委員会の動き

令和3年9月8日、品川区の住民1人から、申請人宅に隣接するアパートの所有会社を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申請事件は、申請人宅に隣接する被申請人所有のアパートに設置されている換気扇等から発生している騒音・悪臭により、申請人は、動悸、耳鳴り、眩暈を症状とする睡眠障害による自律神経失調症を罹患し、また、換気扇からのタバコと柔軟剤が混ざった不快な臭気のため、騒音源に面した申請人宅6か所すべての窓を開けられずストレスを感じているとして、被申請人に対し、損害賠償金93万6360円の支払を求めたものです。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた動悸、耳鳴り、眩暈を症状とする睡眠障害による自律神経失調症の健康被害は、被申請人が所有するアパートの設備から騒音及び悪臭を発生させ続けていることによるものである、との裁定を求めたものです。裁定委員会は、令和3年9月24日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が所有するアパートの設備からの騒音と申請人らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年4月27日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33の規定により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第7号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、7回の調停期日を開催しましたが、当事

者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、令和6年3月8日、調停を打ち切り、更に1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、同年5月21日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 国外研究施設からのウイルス拡散による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和6年（ゲ）第5号）

① 事件の概要

令和6年4月25日、宮城県利府町の住民1人から、中華人民共和国を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた新型コロナウイルス感染拡大に基づく健康被害は、2016年頃から2019年11月頃にかけて、被申請人が、旧中国科学院武漢ウイルス研究所（通称）及び当該近郊地で新型コロナウイルス感染拡大を目的とした組織的かつ計画的な予備行為を為したことによるものであり、また、同時期に、被申請人が細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約第1条ないし第5条違反、生物の多様性に関する条約第3条違反並びに第19条第4項違反、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカタルヘナ議定書第25条違反に基づく本件国際法違反を黙認して新型コロナウイルスを拡散させた中華人民共和国における形骸化された法治主義によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和6年5月28日、公害紛

争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

○ 名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件

(公調委令和3年(ゲ)第13号・令和6年(調)第3号)

① 事件の概要

令和3年9月24日、愛知県名古屋市の各種機械器具製造販売会社から、隣接する金属リサイクル会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人の本社における日々の業務や会議・商談の実施において、会話が聞き取れず、会議室や会議時間の変更を余儀なくされる等の業務上の支障・被害は、被申請人が本社兼工場において、取引先から大型トラックの荷台に鉄くず等を積載して工場内に搬入し、当該鉄くず等を荷台から工場敷地内に搬出するという業務工程において発生・拡散させた騒音によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が本社兼工場に鉄くず等を搬入・搬出する際に発生・拡散させた騒音と申請人が当該騒音により会議時間等の変更を余儀なくされる等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年4月23日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条

の33の規定により職権で調停に付し(公調委令和6年(調)第3号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。裁定委員会は、同法第34条第1項の規定に基づき、30日以上期間を定めて当事者双方に対し調停案を提示して受諾を勧告したところ、指定した期日までに当事者双方から受諾しない旨の申出がなかったことから、令和6年5月29日、同条第3項の規定に基づき、当事者間に同調停案で合意が成立したものと、また、同法第42条の24第2項の規定により、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第7号・令和4年(ゲ)第8号)

① 事件の概要

令和4年9月29日、東京都江東区の住民1人から、申請人宅に隣接する印刷会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申請事件は、申請人宅に設置されているサッシが腐食したのは、被申請人が、申請人宅の隣に所在する印刷工場に設置した換気口から化学物質を含む空気を外部に排出・拡散させたことによるものであるとして、被申請人に対し、修繕費として損害賠償金126万8300円の支払を求めたものです。

原因裁定申請事件は、申請人宅に設置されているサッシに腐食が生じたのは、被申請人が印刷工場から化学物質を排出・拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものです。

公害等調整委員会の動き

その後、令和5年4月3日、責任裁定申請事件について、申請人により裁定を求める事項が変更されました(損害賠償金「129万300円」とする。)

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が印刷工場から排出・拡散させた化学物質と申請人宅に設置されているサッシの腐食との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、受命委員らによる現地調査を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めました。令和6年6月3日、本件申請は、不適法な裁定の申請であり、責任裁定申請については公害紛争処理法第42条の13第1項の、原因裁定申請については同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、これらをいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終了しました。

○ 神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件 (公調委令和4年(ゲ)第11号)

① 事件の概要

令和4年11月15日、神奈川県葉山町の住民1人から、隣人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた睡眠障害・圧迫感・頭痛・胸痛・耳の痛み・筋肉痛等の健康被害は、被申請人が被申請人宅に設定したヒートポンプ設備から発生する低周波音によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人宅に設定したヒートポンプ設備から発生する低周波音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めました。令和6年6月7日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、却下するとの決定を行い、本事件は終了しました。

○ 鳥栖市におけるごみ処理施設からの大気汚染被害防止調停申請事件

(公調委令和5年(調)第10号)

① 事件の概要

令和5年10月13日、福岡県久留米市の住民自治会から、佐賀県の環境施設組合を相手方(被申請人)として、佐賀県知事に以下の事項を内容とする調停を求める申請がありました。

- ・ 被申請人は、申請人との間で、環境保全(公害防止)協定を締結すること。

佐賀県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する福岡県知事と協議したが、協議が調わなかったため、同条第5項の規定により、令和5年10月26日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、同年11月8日に本件を受け付けました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、2回の調停期日を開催するなど、手続を進めたものの、令和6年6月12日、調停委員会は、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、公害紛争処理法第36条第1項の規定により調停を打ち切り、本事件は終結しました。

都道府県公害審査会の動き (令和6年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
大阪府 令和6年(調)第3号事件	駐車場騒音・粉じん被害防止請求事件	R6.4.5
高知県 令和6年(調)第1号事件	鉄道粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	R6.4.8
三重県 令和6年(調)第2号事件	金属建材製作工場からの騒音・悪臭・粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	R6.4.10
茨城県 令和6年(調)第1号事件	リサイクル生産工場からのばい煙・悪臭被害防止請求事件	R6.6.17
茨城県 令和6年(調)第2号事件	鉄道騒音・振動被害防止等請求事件	R6.6.24

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
奈良県 令和5年(調)第 1号事件 [ネギ加工工場悪 臭等被害防止等 請求事件]	奈良県 住民2人	食品加工 業者	令和5年2月27日受付 (1)前提条件無しで対話に応じ ること。 (2)ネギ臭の脱臭装置を工場の 空気排出口に取り付けるこ と。 (3)脱臭装置の取り付けまで の間は、ネギ工場の空気排気 を午前中及び年末年始は配慮 すること。	令和6年4月3日 調停打切り 調停委員会は、3回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し調停 を打切り、本件は終 結した。
神奈川県 令和6年(調)第 2号事件 [隣接する老人ホ ームからの騒 音・悪臭のおそ れ被害防止請求 事件]	神奈川県 住民1人	老人ホー ム運営会 社	令和6年3月21日受付 建築計画案で申請人宅の敷地 境界線近くに設置予定の2台 のGHPを建築予定の建物反 対側の入口近くに移動するこ と	令和6年4月19日 調停申請取下げ 被申請人と申請人双 方から電話があり、 話し合いの結果、申 請人の請求事項を履 行することで双方合 意したことを確認 し、申請人側から調 停申請を取下げたた め、本件は終結し た。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>愛知県 令和5年(調)第 2号事件</p> <p>[アルミニウム工場からの騒音・低周波音・悪臭防止及び損害賠償請求事件]</p>	<p>愛知県 住民4人</p>	<p>アルミニウムリサイクル会社</p>	<p>令和5年10月5日受付</p> <p>(1)被申請人は、騒音・低周波音・悪臭について、防音壁を設置する、悪臭を減少させる対策をとるなどの騒音・低周波音・悪臭を可能な限り低減する対策を講じなければならない。</p> <p>(2)被申請人は、申請人Bに対し、金106万4130円を支払え。</p> <p>(3)被申請人は、申請人C、申請人D及び申請人Eに対し、それぞれ金50万円を支払え。</p>	<p>令和6年4月26日 調停申請取下げ</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人側から調停申請を取下げたため、本件は終結した。</p>
<p>三重県 令和6年(調)第 1号事件</p> <p>[ガソリンスタンドの建設工事による騒音被害損害賠償等請求事件]</p>	<p>三重県 住民1人</p>	<p>建設会社</p>	<p>令和6年2月5日受付</p> <p>(1)申請人に対して損害賠償30万5千円を支払うこと。</p> <p>(2)申請人に対して正式に謝罪すること。</p>	<p>令和6年5月9日 調停成立</p> <p>調停委員会は1回の期日を開催することにより手続を進め、申請人が主張する内容のままでは当事者間に合意が成立することは困難であるが、調停委員会において調停案を作成して提示することが相当であると認められるため、公害紛争処理法第34条第1項の規定により調停案の</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
				<p>受諾勧告を行うこととした。当事者から、期限内に受諾しない旨の申出がされなかったことから、合意が成立したものとみなし、当事者にその旨を通知し、本件を終結した。</p>
<p>東京都 令和6年(あ)第1号事件</p> <p>[解体工事現場からの騒音・振動・悪臭に係る損害賠償請求事件]</p>	<p>東京都 住民1人</p>	<p>解体工事業者</p>	<p>令和6年2月26日受付</p> <p>被申請人は申請人及びその同居家族に対し騒音・振動・悪臭に対する補償として金30万円を支払え</p>	<p>令和6年5月20日 調停打切り</p> <p>調停委員会は、今後の進行について協議したところ、過去の事実関係等を各資料から検証・確認することは困難であることや、被申請人が申請人の請求に応じられない意向を明確に示していることなどから、これ以上手続を継続しても、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認め、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第30条第1項の規定によりあっせんの打切り、本件は終結した。</p>

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>大阪府 令和4年(調)第 2号事件</p> <p>[通所介護施設 騒音振動被害防 止請求事件]</p>	大阪府 住民1人	老人福 祉・介護 事業者	<p>令和4年4月14日受付</p> <p>(1)被申請人は、通所介護施設を営業するにあたって騒音及び振動を軽減するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2)被申請人は、通所介護施設の利用者のためのレクリエーションを行う時間帯を午後1時30分から午後3時までの間に限定し、その限定した時間のうち毎日1時間しかレクリエーションをしてはならない。</p> <p>(3)被申請人は、通所介護施設内に利用者を受け入れる時間帯においては、同施設の建物のすべての窓、シャッターを閉めた状態にしなければならない。</p> <p>(4)前項の規定に関わらず、建物内の換気を行うため、毎時0分から5分までの間の最大5分間だけ建物の東面及び北面を向いた窓及びシャッターを開けたままの状態にすることを認める。この場合、被申請人は建物内でカラオケ、合唱、ダンスを含むレクリエーション活動を一切行わないほか、できる限り建物から音を発生させないように配慮しなければ</p>	<p>令和6年5月27日 調停打切り</p> <p>調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>ばならない。</p> <p>(5)被申請人は、施設の玄関ドア及び窓に設置されたシャッターの開閉、送迎車両のドアの開閉、職員が通勤等に使用する自転車の駐輪を行うにあたっては、丁寧かつ可能な限り小さな音で玄関ドア、シャッター、車両のドアを開閉し、電動アシスト自転車のハンドル音を出さないよう配慮しなければならない。</p> <p>(6)被申請人は、施設内の駐車場及び施設前路上において送迎車両のエンジンを停止させるとともに、前面道路の側溝上に設置されているグレーチング板に緩衝材を設置するなどしてグレーチング板から音を発生させないように措置を講じなければならない。</p>	
<p>大阪府 令和5年(調)第 2号事件</p> <p>[金属加工工場 粉じん被害防止 及び損害賠償請 求事件]</p>	<p>大阪府 住民3人</p>	<p>金属製品 製造会社</p>	<p>令和5年6月22日受付</p> <p>(1)被申請人は申請人らに対し計979万4634円を支払わなければならない。</p> <p>(2)申請人は汚れ(シミ等)の原因物質を飛散させない措置をとらなければならない。</p> <p>(3)被申請人は上記②の措置をとらない場合、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。</p>	<p>令和6年6月11日 調停打切り</p> <p>調停委員会は、4回の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し調停 を打切り、本件は終 結した。</p>

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>京都府 令和5年(調)第 3号事件</p> <p>[飲食店からの 悪臭・騒音等防 止及び損害賠償 請求事件]</p>	<p>京都府 住民1人</p>	<p>飲食店</p>	<p>令和5年7月26日受付</p> <p>(1)被申請人は申請人に損害賠償として金200万円を支払うこと。 (2)被申請人は、申請人宅の北側2階にある窓とその周辺に太陽光及び反射熱を遮断する工事、1階北側にある窓と上記2階の窓に対して悪臭騒音を防止する工事をそれぞれ実施すること。</p>	<p>令和6年6月17日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>神奈川県 令和5年(調)第 5号事件</p> <p>[マンション階 上からの騒音・ 振動被害防止及 び損害賠償請求 事件]</p>	<p>神奈川県 住民1人</p>	<p>神奈川県 住民1人 大阪府 住民1人 (住戸の 区分所有 者))</p>	<p>令和5年10月20日受付</p> <p>令和5年2月中旬頃より継続して発生している騒音(重低音・振動)の停止及び、当該騒音(重低音・振動)による健康被害及び社会活動の低下に対する損害賠償</p>	<p>令和6年6月18日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 令和4年(調)第 6号事件 [介護保険施設 騒音被害防止請 求事件]	大阪府 住民1人	社会医療 法人	令和4年8月4日受付 (1)被申請人は、経営する介護 保険施設に設置された機械の 稼働時間を午前9時から午後 8時までとしなければならない。 (2)被申請人は、騒音を軽減す るために防音壁を改善しなけ ればならない。 (3)被申請人は、日中の騒音を 軽減するためにBマンション の窓ガラスを防音ガラスに変 更しなければならない。 (4)被申請人は、騒音が原因で 入居者が退去した場合、当該 退去によって生じた損害の賠 償をしなければならない。	令和6年6月24日 調停成立 調停委員会は6回の 期日を開催すること により手続を進め、 調停委員会から調停 条項を提案したとこ ろ、当事者間の合意 により調停が成立し た。

(注) 上記の表は、原則として令和6年4月1日から令和6年6月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。



第118号 令和6年8月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問合せ先 総務課広報担当

Tel : 03-3581-9601 (内線 2315) 03-3581-9959 (直通)

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に
伴う被害なども
公害紛争処理の対象になります
紛争を解決するには、まずは相談を



公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00（祝休日及び12月29日～1月3日は除く。）

e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

詳しくはこちらへ

公害等調整委員会

検索



URL. <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

X @MIC_kouchoi

